

一関市過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～32 年度)

岩手県一関市

目 次

1 基本的な事項	1
(1) 一関市の概要	1
ア 概要.....	1
イ 過疎の状況.....	1
ウ 社会経済的発展の方向.....	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口.....	3
イ 産業.....	6
(3) 行財政の状況	6
ア 行政.....	6
イ 財政.....	6
ウ 施設整備.....	9
(4) 地域の自立促進の基本方針	10
ア 自立促進の基本目標.....	10
イ 重点施策の方向.....	11
(5) 計画期間	11
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	11
2 産業の振興	14
(1) 現況と問題点	14
(2) その対策	17
(3) 事業計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	26
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	27
(1) 現況と問題点	27
(2) その対策	28
(3) 事業計画	30
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	37
4 生活環境の整備	38
(1) 現況と問題点	38
(2) その対策	40
(3) 事業計画	43
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	45
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	46
(1) 現況と問題点	46
(2) その対策	47
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	51

6	医療の確保	52
(1)	現況と問題点	52
(2)	その対策	52
(3)	事業計画	53
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	53
7	教育の振興	54
(1)	現況と問題点	54
(2)	その対策	55
(3)	事業計画	57
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	59
8	地域文化の振興等	60
(1)	現況と問題点	60
(2)	その対策	60
(3)	事業計画	61
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	61
9	集落の整備	62
(1)	現況と問題点	62
(2)	その対策	62
(3)	事業計画	62
10	その他地域の自立促進に関し必要な事項	63
(1)	現況と問題点	63
(2)	その対策	64
(3)	事業計画	65

1 基本的な事項

(1) 一関市の概要

ア 概要

① 自然的条件

本市の気候は、東日本の太平洋側の気候区に属しており、冷涼な気候の岩手県内にあつては比較的温暖な地域となっています。

地形は、中央部を南北に流れる東北一の大河北上川とその支流である磐井川、砂鉄川、千厩川、金流川及び黄海川などの流域に平野部が開けています。支流には、巖美溪や狛鼻溪があり、多くの観光客が訪れる名所となっています。

北上川は狐禅寺までは広い川幅となっていますが、その下流は狭窄部となっているため、大雨が降るたびに洪水となり、その影響は支流部にまで及びます。現在は、一関遊水地事業や河川改修事業が進められ、洪水被害の軽減が期待されています。

市の西側には奥羽山脈が連なり、栗駒山の周囲に森林が広がっており、東側には北上山地があり、室根山や東稲山などは憩いの場ともなっています。

本市は、こうした緑や水の豊かな自然に恵まれ、美しいゆとりのある環境に包まれています。

② 歴史的条件

当地の歴史は古く、旧石器時代から人が住み始めた形跡がみられ、縄文時代、弥生時代の遺跡も各地にあります。平安時代には安倍氏、藤原氏が独自の文化を築き上げ、その後葛西氏、伊達氏、田村氏の治世下に置かれました。

明治の近代化以降は、廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入され、戦後まもなくまでは、36の町村に分かれていました。

昭和23年から昭和33年にかけてのいわゆる昭和の大合併によって、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村となり、平成17年9月20日に7市町村の合併、平成23年9月26日に藤沢町との合併を経て、現在の「一関市」が誕生しました。

③ 社会的経済的条件

本市の総面積は1,256.42k㎡で、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがあり、県内で第2位の規模となっています。

土地利用の状況は、総面積のうち56.7%が山林で占められ、次いで田が11.2%、畑が6.9%となっており、県内では比較的農地の割合が高い地域といえます。

交通事情は、中心部を東北縦貫自動車道、東北新幹線の高速交通幹線が縦走しています。また、これらと平行して国道4号、JR東北本線が南北に走り、さらに三陸沿岸部とは、JR大船渡線のほか、国道284号、342号及び343号が横断し、内陸部と結んでいます。さらに、主要地方道が東西方向に走っており、これら主要幹線道路と一般県道、市道などによって道路網が形成され、市民生活はもとより、産業、経済活動の重要な基盤としてその役割を果たしています。しかしながら、市道の整備状況は、改良率、舗装率とも県内平均を下回っており、今後、早急な整備が求められています。

イ 過疎の状況

① 人口等の動向

平成22年の国勢調査による本市の人口は、127,642人で、岩手県全体の9.6%を占めています。

市全体として、過去の人口の推移をみると、戦後まもなくは増加したものの昭和30年代から昭和40年代にかけて転出超過により大幅な人口減となりました。昭和50年からは緩やかな減少傾向が続いており、平成17年から平成22年の5年間では約8,000人の減少となっています。

② これまでの対策

川崎地域、藤沢地域は、昭和45年制定の過疎地域対策緊急措置法から、花泉地域、大東地域、室根地域は、昭和55年制定の過疎地域振興特別措置法からそれぞれ過疎地域の指定を受け、その後、引き続き平成2年制定の過疎地域活性化特別措置法、平成12年制定の過疎地域自立促進特別措置法の指定を受けてきました。

平成17年9月20日には過疎地域の4町村を含む7市町村が合併し、同日に過疎地域市町村とみなされる市町村として過疎地域自立促進特別措置法の適用を受けることとなり、平成23年9月26日の藤沢町との合併後も引き続き適用を受けています。

これまで、過疎地域からの自立促進を図るため、国、県の補助事業の導入や過疎対策事業債等の財政支援を受けながら、各分野において以下をはじめとする各種の施策を展開してきました。

・産業の振興

農業生産施設や土地基盤整備等による農業の振興、企業の誘致や既存企業の規模拡大による就労の場の確保

・交通通信体系の整備

道路網の整備、光ファイバーによる市全域の公共施設の情報ネットワーク整備、テレビ難視聴地域解消のための共同受信施設整備、高齢者等の交流活動の促進及び利便性の確保を図るための福祉乗車券の交付

・生活環境の整備

簡易水道、下水道事業等の生活環境基盤の整備、防火水槽等の消防施設の整備

・高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

特別養護老人ホームや介護老人保健施設の整備、保育所の整備、一関保健センターの移転整備

・医療の確保

医療施設の整備、地域医療と介護の連携の推進

・教育の振興

小中学校の施設整備、生涯学習拠点施設の整備、図書館の移転整備

③ 現在の課題

これまでの過疎対策の結果、日常生活や産業の基盤である道路をはじめ、教育文化施設や生活環境・福祉施設の整備などについては一定の前進をみえています。しかしながら、生産年齢人口は年々減少し、商工業についても景気低迷の影響から厳しい状況が続いており、さらに若者の流出に歯止めがかからず、地域の活力が低下している状況にあります。

このため、産業の振興と新たな雇用の場の創出により、若者の定住促進を図ることなどが喫緊の課題となっています。

また、高齢化と核家族化の進行により、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者及び要介護者が増加傾向にあることから、高齢者福祉対策や介護サービスの充実、高齢者の健康増進や生きがい対策も大きな課題となっています。

④ 今後の見通し

本市の人口は、少子化や転出超過による社会減少などこれまでのすう勢からみると、今後も減少が続くものと推測されます。さらに、高齢者の占める割合はますます高くなっていくことから、医療、福祉、介護の体制の充実が重要な課題となっています。

また、産業の振興を図り、魅力ある雇用機会の創出に努めるとともに、定住環境をさらに整備することが若者の定住促進にもつながり、また、地域間交流を盛んにすることにより、交流人口の拡大、地域の自立促進を図ることが必要となっています。

ウ 社会経済的発展の方向

本市の産業経済は現在、多くの分野において厳しい状況に置かれています。

農業は、自然環境の保全や食の安全性などが重要視され、その果たす役割が再認識されてきていますが、耕地面積、農家数とも減少傾向が進み、近年さらにその減少幅が大きくなっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、厳しい国際競争の中で事業所の減少傾向が続いています。

商業は、商圈の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しています。

観光も、ニーズの多様化などにより観光客入り込み数は年々減少傾向にあります。

また、雇用は、人口減少が続く中で、若者の地元定着が喫緊の課題となっており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定を図ることが急務となっています。

このような状況から、地域産業・地域経済を活性化させ、誰もが魅力を感じ安心して暮らすことができるまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、各地域の特徴ある資源を結集・共有し、都市としての総合力を高めるとともに、国・県はもとより民間資本の投入も導くことができるよう「中東北」の拠点都市としての存在感を高めていく必要があります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口

本市の総人口は、表1-1(1)に示すとおり、昭和35年から平成22年の間に168,768人から127,642人へと減少し、実数にして41,126人、率にして24.4%の減少となっており、平成37年には約101,967人(平成22年比20.1%減)まで減少するものと推計されます。

年齢階層別で見ると、年少人口(0歳~14歳)が昭和35年から平成22年までに58,665人から15,840人、率にして73%と大幅に減少し、特に昭和40年から昭和45年にかけては20.6%の減少となっており、その後、減少率は縮小傾向にありましたが、近年拡大する傾向にあります。

同様に、生産年齢人口(15歳~64歳)も、昭和35年から平成22年までに98,870人から72,936人、率にして26.2%減少しており、平成12年から減少率が拡大する傾向にあります。

一方、高齢者人口(65歳以上)は、昭和35年から平成22年までに約3.4倍となっており、高齢者比率も昭和35年には6.7%であったものが平成22年には30.3%と大幅に高くなっており、今後もこの傾向が続くものと推測されます。

男女別の人口は、表1-1(2)に示すとおりであり、男女の構成比は女性が男性を若干上回っています。

今後も年少人口(0歳~14歳)及び生産年齢人口(15歳~64歳)は減少し、高齢者人口(65歳以上)は増加していくものと推計されることから、少子高齢化に対応した施策の展開が急務となっています。

表1-1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人	人	%	人	%	人	%
		168,768	159,818	△ 5.3	150,366	△ 5.9	147,933	△ 1.6
0歳～14歳		58,665	48,876	△ 16.7	38,811	△ 20.6	34,196	△ 11.9
15歳～64歳		98,870	98,585	△ 0.3	97,768	△ 0.8	98,160	0.4
うち15歳～29歳(a)		37,410	33,351	△ 10.9	31,444	△ 5.7	30,262	△ 3.8
65歳以上(b)		11,233	12,357	10.0	13,787	11.6	15,568	12.9
(a)/総数		%	%		%		%	
若年者比率		22.2	20.9	—	20.9	—	20.5	—
(b)/総数		%	%		%		%	
高齢者比率		6.7	7.7	—	9.2	—	10.5	—

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数		実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%		人	人	%	人	%
	147,465	△ 0.3	146,065	△ 0.9	144,896	△ 0.8	143,974	△ 0.6
0歳～14歳	31,851	△ 6.9	30,063	△ 5.6	26,894	△ 10.5	23,337	△ 13.2
15歳～64歳	97,484	△ 0.7	95,032	△ 2.5	92,791	△ 2.4	89,757	△ 3.3
うち15歳～29歳(a)	27,628	△ 8.7	23,534	△ 14.8	22,466	△ 4.5	22,635	0.8
65歳以上(b)	18,101	16.3	20,970	15.8	25,211	20.2	30,880	22.5
(a)/総数	%			%	%		%	
若年者比率	18.7	—	16.1	—	15.5	—	15.7	—
(b)/総数	%			%			%	
高齢者比率	12.3	—	14.4	—	17.4	—	21.4	—

区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人	%	人	%	人	%
	140,825	△ 2.2	135,722	△ 3.6	127,642	△ 6.0
0歳～14歳	20,286	△ 13.1	17,951	△ 11.5	15,840	△ 11.8
15歳～64歳	84,860	△ 5.5	79,283	△ 6.6	72,936	△ 8.0
うち15歳～29歳(a)	21,946	△ 3.0	19,140	△ 12.8	15,645	△ 18.3
65歳以上(b)	35,564	15.2	38,022	6.9	38,622	1.6
(a)/総数	%		%		%	
若年者比率	15.6	—	14.1	—	12.3	—
(b)/総数	%		%		%	
高齢者比率	25.3	—	28.0	—	30.3	—

表 1 - 1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区 分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	人 141,754	—	人 136,758	—	% ▲3.5	人 128,965	—	% ▲5.7
男	69,141	% 48.8	66,561	% 48.7	▲3.7	62,642	% 48.6	▲5.9
女	72,613	% 51.2	70,197	% 51.3	▲3.3	66,323	% 51.4	▲5.5

区 分	平成 26 年 3 月 31 日			平成 27 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総 数 (外国人住民除く)	人 124,240	—	% ▲3.7	人 122,666	—	% ▲1.2	
男 (外国人住民除く)	60,279	% 48.52	▲3.8	59,524	% 48.53	▲1.2	
女 (外国人住民除く)	63,961	% 51.48	▲3.6	63,142	% 51.46	▲1.3	
参 考	男 (外国人住民)	180	0.14%	—	181	0.15%	0.6
	女 (外国人住民)	594	0.48%	—	598	0.48%	0.7

イ 産業

産業就業人口の動向は表1-1(3)に示すとおりで、昭和35年には第一次産業に従事する割合が最も高く66.1%、次いで第三次産業が24.2%、第二次産業が9.7%となっており、第一次産業主体の産業構造となっていました。平成22年には、第三次産業に従事する割合が最も高く54.9%、次いで第二次産業が29.9%、第一次産業が15.3%となっています。このように本市の産業就業人口比率は、第一次産業から第二次産業、第三次産業主体へと移ってきており、今後もこの傾向は続くものと見込まれます。

また、市町村村民所得推計における平成22年度の本市の純生産は2,708億円で、平成21年度と比較すると1.0%減少しています。産業別では、第一次産業、第二次産業が減少しており、第三次産業も平成17年までは増加していましたが、その後減少に転じています。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数		人 83,267	人 78,792	% △ 5.4	人 80,073	% 1.6	人 79,265	% △ 1.0
第一次産業 就業人口比率		66.1% (55,003)	59.5% (46,863)	-	52.4% (41,978)	-	42.4% (33,626)	-
第二次産業 就業人口比率		9.7% (8,095)	11.6% (9,151)	-	15.8% (12,665)	-	22.9% (18,143)	-
第三次産業 就業人口比率		24.2% (20,169)	28.9% (22,778)	-	31.8% (25,430)	-	34.7% (27,496)	-

区分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年	
	実数	増減率	実数		実数	増減率	実数	増減率
総数	人 79,076	% △ 0.2	人 79,026	% △ 0.1	人 79,078	% 0.1	人 77,827	% △ 1.6
第一次産業 就業人口比率	32.9% (26,014)	-	31.2% (24,655)	-	25.2% (19,941)	-	20.0% (15,577)	-
第二次産業 就業人口比率	28.5% (22,507)	-	30.2% (23,839)	-	34.7% (27,447)	-	36.2% (28,176)	-
第三次産業 就業人口比率	38.6% (30,555)	-	38.6% (30,532)	-	40.1% (31,690)	-	43.8% (34,074)	-

区分	平成12年		平成17年		平成22年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	
総数	人 74,998	% △ 3.6	人 68,701	% △ 8.4	人 60,606	% △ 11.8
第一次産業 就業人口比率	17.2% (12,913)	-	16.7% (11,456)	-	15.3% (9,257)	-
第二次産業 就業人口比率	36.4% (27,324)	-	32.7% (22,453)	-	29.9% (18,102)	-
第三次産業 就業人口比率	46.3% (34,761)	-	50.6% (34,792)	-	54.9% (33,247)	-

※分類不能は第三次産業に含む

(3) 行財政の状況

ア 行政

本市は、市町村合併により広大な面積を有することとなりました。また、市民の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく変化してきています。

このため、変化に対応できる組織機構を構築する必要があり、合併によるスケールメリットを生かした組織の効率化、行政能力の向上を図るとともに、多様化する市民ニーズに対応するため、市民起点に立ったサービスの提供を図る必要があります。

イ 財政

本市の平成22年度と平成25年度の財政状況は表1-2(1)のとおりです。

歳入においては、一般財源の歳入総額に占める割合は、平成22年度には59.6%でした

が平成 25 年度には地方税の減収などにより 53.7%と 5.9 ポイント下降しています。

歳出においては、人件費、公債費などの義務的経費の歳出総額に占める割合が、平成 22 年度には 46.1%でしたが平成 25 年度には 40.6%と 5.5 ポイント減少しています。

また、財政構造の弾力性の指標とされている経常収支比率は、平成 25 年度で 88.0%であり、平成 22 年度と比較すると 3.3 ポイント上昇と依然高い状況にあり、財政構造の硬直化が懸念されます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく平成 25 年度の実質公債費比率は 14.7%、将来負担比率は 127.2%であり、財政健全化計画の策定などが義務付けられる早期健全化基準は下回っているものの、類似団体の平均を上回っている状況にあります。

このような中で行政サービスを維持・向上していくためには、今後も行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していく必要があります。

表 1 - 2 (1) 市財政の状況

(単位：千円)

区分		平成 12 年度	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 25 年度
歳入総額 A		67,722,582	63,580,660	69,475,049	76,529,413
	一般財源	44,793,328	39,268,143	41,408,249	41,068,680
	国庫支出金	4,015,889	5,300,434	7,222,426	9,433,661
	都道府県支出金	4,501,694	3,465,251	4,982,213	6,011,286
	地方債	7,173,200	6,318,200	8,588,854	11,451,016
	うち過疎債	1,604,600	1,297,700	2,754,300	6,938,300
その他	7,238,471	9,228,632	7,273,307	8,564,770	
歳出総額 B		65,775,429	62,615,925	65,842,946	72,841,316
	義務的経費	27,303,886	27,354,563	30,321,012	29,544,258
	投資的経費	15,760,714	11,286,554	11,580,504	17,138,637
	うち普通建設事業	14,787,836	11,147,450	11,432,784	15,374,809
	その他	22,710,829	23,974,808	23,941,430	26,158,421
	過疎対策事業費 (※歳出総額には含めない)	2,511,264	2,584,412	6,304,442	11,171,131
歳入歳出差引額 C (A-B)		1,947,153	964,735	3,632,103	3,688,097
翌年度へ繰越すべき財源 D		335,011	157,385	2,306,874	903,089
実質収支 C-D		1,612,142	807,350	1,325,229	2,785,008
財政力指数		0.33	0.36	0.36	0.37
実質公債費比率		—	—	16.8%	14.7%
起債制限比率		12.3%	11.2%	11.0%	8.8%
経常収支比率		82.4%	91.7%	84.7%	88.0%
将来負担比率		—	—	143.0%	127.2%
地方債現在高		84,741,059	89,284,724	78,579,406	83,662,879

ウ 施設整備

本市の主要公共施設等の整備状況は、表1-2(2)のとおりです。

これまで、国、県の補助事業などを導入しながら、整備を進めてきたところであり、日常生活や産業の基盤である道路をはじめ、教育文化及び生活環境施設の整備などについては一定の前進をみています。

しかしながら、市域が広範囲にわたることから十分な整備がなされているとは言えず、今後とも計画的にこれらの整備を推進する必要があります。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 45 年度末	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 25 年度末
市町村道						
改良率 (%)						
一 関 市	12.2	20.6	37.7	44.8	52.5	53.6
藤 沢 町	5.6	17.6	35.0	46.4		
舗装率 (%)						
一 関 市	3.5	15.7	33.1	42.3	49.2	51.7
藤 沢 町	1.4	10.4	30.0	46.4		
農 道						
耕地1ha当たり農道延長 (m)						
一 関 市	66.5	59.3	20.9	15.2	16.4	—
藤 沢 町	5.6	17.6	35	48.3		
林 道						
林野1ha当たり林道延長 (m)						
一 関 市	4.1	5.9	7	7	5.6	—
藤 沢 町	1.4	10.4	30.0	46.4		
水道普及率 (%)	46.9	55	66.6	78	85.3	89.3
水洗化率 (%)	0	0	1.5	23	42.5	48.2
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.4	0.5	0.3	30.1	15.2	14.6

資料：一関市道路現況、農林業センサス、水道統計、一関市汚水処理施設整備状況
医療施設調査（「人口千人当たり病院、診療所の病床数」において、昭和45～平成2
年までは診療所のみ病床数。）

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 自立促進の基本目標

我が国の人口は、今後、少子化や高齢化により急激に減少していくことが予想されており、経済成長や地域コミュニティの維持が困難になるおそれがあります。

地方においては、この傾向はさらに強く、本市においても、少子化、高齢化及び人口減少が進行することが見込まれており、地域の活力の低下など多方面に大きな影響が及ぶことが懸念されます。本市が活力あるまちとしてさらに発展していくためには、これらの課題に正面から向き合いまちづくりを進めていく必要があります。

そのためには、社会経済情勢の変化や課題を踏まえ、新たな視点で一関市の将来を切り開くための計画を定めて、市民、地域、行政がまちづくりの主体として絆と連携を深め、共にまちづくりを進めていくことが大切です。

そして、すべての市民が健康で生きがいのある暮らしを送ることができ、子どもから老年寄りまで、みんなの心が通い合い支え合う住み良いまちを築いていかなければなりません。

また、今を生きる私たちのためだけでなく、次代を担う子どもたちのために、安心して暮らせるまち、自信を持って誇れるまちを創造していくことが私たちに課せられた使命です。

そこで、一関市総合計画では、市民一人ひとりの幸せを実現するため、

「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」

を将来像に掲げました。

この将来像の実現を目指し、総合計画のまちづくりの目標と同じ5つの基本目標を掲げます。

① 地域資源をみがき生かせる魅力あるまち

まちを持続的に発展させていくためには、地域を支える産業を振興し、一人ひとりが持てる力を発揮することができる場を創出することが必要です。

地域資源や地域特性を生かした事業の創出や誘致に取り組むとともに、既存産業の振興を図り、若者が地域に定着する魅力あるまちを目指します。

② みんなが交流して地域が賑わう活力あるまち

活力ある地域となるためには、新しい風を呼び込み、市内外で交流、連携し、市民活動や経済活動を活性化させていかなければなりません。

人、もの、情報が行き交うための基盤整備を促進するとともに、国際化に対応した地域づくりを進め、活発な交流により活力あるまちを目指します。

③ 自ら輝きながら次代の担い手を応援するまち

将来にわたって誇れるまちづくりを進めるためには、家庭、地域、学校、企業、行政などが一体となり、次代を担う人材を育てることが必要です。

市民一人ひとりが生涯にわたっていきいきと暮らしながら、子どもを安心して生み育てられる環境づくりにみんなで取り組み、自らが輝き、人が集うまちを目指します。

④ 郷土の恵みを未来へ引き継ぐ自然豊かなまち

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重な自然の恵みを確実に次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

自然環境と調和した快適で住み良い生活環境の整備を進めていくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギーの取り組みを推進し、循環型社会の構築にみんなで取り組み、環境にやさしいまちを目指します。

⑤ みんなが安心して暮らせる笑顔あふれるまち

市民誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るためには、市民、地域、企業、行政などが一体となって安全な環境を築き、市民が互いに支え合い安心して暮らせることが必要です。

東日本大震災等の経験を踏まえ、災害に強いまちを目指すとともに、市民の健康に関する意識の向上を図り、健康寿命を延ばすための取り組みを進め、いつまでも笑顔で暮らすことができるまちを目指します。

イ 重点施策の方向

一関市総合計画に掲げる将来像を実現するため、一関市総合計画重点プロジェクトや一関市まち・ひと・しごと創生総合戦略との整合を図りながらまちづくりを進めていきます。

さらには、少子高齢化・人口減少等の社会構造の変化を見据え、行政サービスのあり方を時代にあったものへと見直すとともに、本市の特徴を活かした活力あるまちの創造、生涯にわたって愛着と誇りを持っていきいきと暮らせるまちを目指し、「少子化対策・健康長寿」「雇用創出・移住定住」「地域連携・交流」について重点的に取り組みます。

(5) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 カ年間とします。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等を取り巻く様々な課題を踏まえ、将来にわたり施設を利用した市民サービスを安全かつ持続的に提供していくためには、公共施設等全体の総量の見直しや適正配置、長寿命化など、将来に向けた公共施設等のあり方の検討が必要です。

本市では、次に掲げる 5 つの方針に基づき取り組みを進めることとします。

①【方針 1】安全性の確保

《建物系施設》

・定期的な点検・診断や計画的な耐震化の推進などにより、施設に求められる機能を維持し、利用者の安心・安全を確保します。

・施設を安心・安全に利用できるよう、法定点検、定期点検を引き続き行うとともに、管理者等による日常点検を実施します。

・市の耐震改修促進計画に基づき耐震診断、耐震改修を進めます。災害時における防災拠点や避難所等の指定状況も踏まえながら、総合的な視点で耐震化すべき施設の優先度を検討します。

・点検・診断等により、危険性が認められた施設については、安全確保の対策を実施します。高度の危険性が認められた施設については、供用廃止も視野に入れ総合的に対応を判断します。

・供用廃止となり、また、今後も利用が見込まれない施設については、危険度及び周辺への影響を考慮し、解体が必要な場合は財源等の状況を踏まえながら解体を進めていきます。

《インフラ系施設》

・国土交通省など、国から示される技術基準等に準拠しつつ、適正に点検・診断等を実施します。

・点検・診断等の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施します。

②【方針 2】機能と数量の最適化

《建物系施設》

・これまでの一施設一機能を前提とした「施設重視」の発想から、「機能重視」の発想へ転換を図り、施設の複合化・多目的化・統廃合・転用・廃止なども視野に入れた機能の再

編を計画的に推進し、施設数量の見直しを行います。

- ・施設の規模や利用状況等から、施設に必要な機能と行政サービスの水準を検討しながら、旧市町村エリアを越えた配置も視野に入れ、再編を検討します。

- ・施設利用者の範囲や機能が重複する施設は、利用状況や空きスペースの状況等を検証し、統廃合を検討します。機能の異なる施設についても、多目的化、複合化を視野に入れて検討します。

- ・原則として、新規の整備は行わず、新たなニーズへの対応は既存施設の用途の転用や多目的化、複合化などにより対応します。新規整備が必要な場合は、併せて他の施設の縮減を検討することとし、総量が施設整備前を上回らないように努めるものとします。

- ・老朽化等により施設の建替えを検討する際には、他施設との統廃合や複合化等を推進し、法令等に規定がある場合を除き、総量が建替え前を上回らないようにすることを基本とします。

- ・利用状況が低調で、将来においても需要が少ないと見込まれるなど、継続して維持することが難しいと判断される施設については、早期における供用廃止等を推進します。

- ・時代の変化等によって、当初の設置目的と現状にかい離が生じている施設については、機能の見直しを行います。

《インフラ系施設》

- ・インフラ系施設についても、必要性を十分に精査し、将来コストを見据えた保有量に抑えます。

③【方針3】維持保全の最適化

《建物系施設》

- ・施設は目標耐用年数まで使用することを基本に、個別施設ごとの長寿命化等に関する計画を策定し、計画的な施設の維持・修繕に取り組めます。

- ・既に個別施設ごとの長寿命化等に関する計画を策定している施設については、今後も確実に計画を実行するとともに、全体最適の考え方のもとに必要に応じて見直しを行います。

- ・今後、個別施設ごとの長寿命化等に関する計画を策定する施設については、全体最適の考え方のもと、従来の壊れてから直す「事後保全型」の考え方から、計画的に直す「予防保全型」の考え方を取り入れた計画を策定し、計画的に修繕、改修を実施します。

- ・点検・診断等によって得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録、蓄積し、今後の効率的なメンテナンスに活用することにより、ライフサイクルコスト^{※3}の削減に取り組めます。

- ・施設の維持管理・修繕・更新等の更なる合理化を図るため、新しい技術や考え方の情報収集に努め、導入について検討します。

《インフラ系施設》

- ・個別施設ごとの長寿命化等に関する計画の策定を進め、計画的な維持管理・修繕・更新等に取り組めます。

- ・点検・診断等によって得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録、蓄積し、今後の効率的なメンテナンスに活用することにより、ライフサイクルコストの削減に取り組めます。

④【方針4】持続性の確保

《建物系・インフラ系施設》

- ・施設利用者の安心・安全を確保し、行政サービスを持続的に提供していくため、今後に充当可能な財源を踏まえた施設保有量の適正化と計画的な維持修繕を推進し、財政負担の縮減・平準化に取り組めます。

- ・施設保有量の適正化と長寿命化等に関する計画を策定します。策定した計画は、定期的に進捗管理を行い、必要に応じて見直しを行います。

- ・施設保有量の適正化と長寿命化等に関する計画は、総合計画や財政計画と整合を図るとともに、各分野間の調整を行います。財政負担の平準化を図るとともに、必要に応じて保全

水準の見直しを行うなど実行可能な計画とします。

- ・将来の建替え、改築、大規模改修などの大規模な工事に伴い更新費用が増加する時期に備え、財源確保に努めます。
- ・引き続き、効率的で効果的な管理運営によるコスト削減に努めるとともに、適正な受益者負担の検討や未利用資産の貸付、売却による収入確保を図ります。
- ・管理運営等にあたっては、PPP^{※1}やPFI^{※2}など、民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、サービスの向上や財政負担の軽減が図られる場合については、積極的な活用を検討します。

⑤【方針5】まちづくりの視点

《建物系・インフラ系施設》

- ・公共施設等のあり方の検討にあたっては、個々の施設の状況や各地域内での配置状況などの情報を積極的に公開し、住民と情報共有を図りながら、地域の実情なども踏まえ、将来のまちづくりを見据えた施設のあり方を検討します。
- ・既存施設の機能集約を基本に考え、複合化や多目的化による行政サービスの維持や効率的な施設運営を推進し、地域防災の視点なども十分考慮した施設のあり方を検討します。
- ・広域利用が可能な施設については、近隣自治体との公共施設等の共同整備や相互利用などにより、維持管理・整備・運営等の効率化が図られる場合は、広域連携のあり方について検討します。

※1 PPP (Public Private Partnership:パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携) …公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームのこと。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ。

※2 PFI (Private Finance Initiative:プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) …公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方。

2 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市の農業は、米を中心に、地域特性を生かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が複合的に行われ、地域経済の基幹を担う重要な産業となっています。

主要な農畜産物としては、米、肉用牛、生乳、豚、ブロイラー、トマト、なす、ピーマン、きゅうり、小菊、りんどう、りんご、シイタケがあります。

農家数は平成22年で12,838戸あり、専業農家が1,945戸で15.2%、第一種兼業農家が961戸で7.5%、第二種兼業農家が6,498戸で50.6%、自給的農家が3,434戸で26.7%となっています。

平成12年と平成22年を比較すると農家数が1,927戸と大きく減少しており、兼業農家の減少や自給的農家の増加といった傾向から、徐々に離農へと進んでいることが窺えます。

また、基幹的農業従事者は、平成22年で10,272人ですが、そのうち65歳以上が6,845人と全体の66.6%を占め、従事者の高齢化が大きく進んでいます。

経営耕地面積は、平成22年で12,966ha、うち田が9,483haで73.1%、畑が3,235haで24.9%、樹園地が248haで1.9%となっており、農家1戸当たりの平均耕地面積は1.00haとなっています。

以上の数値が示すとおり、農家数が減少する中、小規模経営の兼業農家の割合が高く、基幹的農業従事者の高齢化が進行しているなど、農業構造の弱体化が顕著になってきており、農業生産力の低下のみならず、農地の荒廃や集落機能の低下が懸念されています。

このため、地域農業の維持・発展のけん引役となる認定農業者をはじめとした個別経営体や集落営農組織など、担い手を主体とした強固な農業構造への転換が急務となっています。

また、将来の担い手を確保するため、青年農業者、新規就農者など、多様な担い手の育成を図っていく必要があります。

農畜産物の生産については、価格の低迷が続く中、新規参入や規模拡大の動きは鈍く、なすや小菊といった成長分野はあるものの、全体的な農業生産力の低下が懸念されています。

産業として自立できる農業の確立を図るためにも、安全、安心で高品質な農畜産物を安定供給できる産地としてのブランド力を高めていく必要があります、このことを進めていくベースとして、新たな担い手の確保や高い生産技術の導入、低コスト・省力化などの農業生産基盤条件の整備促進を図っていく必要があります。

また、農畜産物の加工開発や、農業・農村の多面的な機能を活用した交流事業の展開など、地域の活性化に向けた新たな取り組みが必要であり、女性や高齢者など地域の多様な人材が参画した6次産業化の取り組みを推進していく必要があります。

表2-1 農業の状況

年	農家数(戸)				基幹的農業従事者数		経営耕地面積【販売農家】(ha)				
	専業	第一種兼業	第二種兼業	自給的農家	(人)	65歳以上	田	畑	樹園地		
平成7年	15,796	1,650	2,385	9,281	2,480	12,075	5,276	16,418	11,686	4,164	566
平成12年	14,765	1,269	1,479	9,431	2,586	10,866	6,274	14,980	10,963	3,629	387
平成17年	13,929	1,603	1,243	7,976	3,107	9,496	5,915	13,987	10,383	3,261	344
平成22年	12,838	1,945	961	6,498	3,434	10,272	6,845	12,966	9,483	3,235	248

(資料:農林業センサス)

イ 林業

本市の森林面積は、79,126haで、全面積の63.0%を占め、豊富な森林資源を有していま

す。そのうち、民有林の面積は 69,586ha で市の森林面積の 87.9%を占め、民有林の人工林率は 45.7%となっています。

そのような状況の中、林業は、長期的な視点による資源の蓄積と活用が不可欠であり、適切な除間伐を定期的に行い、安定した優良材の生産を目指すとともに、生産性の向上を図るための林道整備などを進めることが必要であり、また、林業経営の担い手となる林業就業者の確保が課題となっています。

一方、産地化形成を目指し奨励してきた特用林産物のシイタケは、東日本大震災の影響で出荷制限や風評被害を受けており、再生産に向け放射能で汚染されたほだ場の落葉層を除去し、生産基盤の環境整備を支援するとともに、原木林の確保や造成、栽培の施設化などの課題解決に向け、取り組む必要があります。

また、森林の機能は、木材の生産のみならず多岐にわたっており、土砂災害の防止、水源のかん養など、森林の持つ多様な機能に期待が高まっています。

ウ 工業

経済のグローバル化や技術革新が進展する中、国内企業における生産機能の海外移転が進み、金融危機に端を発した世界同時不況、原料価格の高騰、消費税率の引き上げに伴う消費の落ち込みなどと相まって、地場の中小企業に深刻な影響を与えています。

一方、東北地方に自動車関連産業の集積が進みつつあり、岩手県南・宮城県北の「中東北」の中心に位置する本市の有利な立地特性を生かした工業振興への期待が高まるなど大きな転換期を迎えています。

このため、地域企業については、ものづくり人材の確保・育成を進め、技術開発や高品質・高付加価値化への取り組みによる技術力・競争力の向上を図るとともに、新事業展開や起業化を促進する必要があります。

また、(公財)岩手県南技術研究センターの研究開発・人材育成機能の充実を図り、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などとの連携による産学官交流を促進するとともに、地域企業間の連携を図り、地域企業のネットワークの推進が望まれます。

しかしながら近年は、少子化の影響による人材不足も顕在化しており、若年者の地域への定着化と併せて、U I J ターン者の促進等による人材確保が必要となっています。

企業誘致については、本市の優位性を発揮した多様な誘致活動や地域特性・成長産業など将来性を見通した誘致活動を展開する必要があり、その受け皿として企業ニーズに対応した工業団地、貸し工場の整備やアクセス道路網の整備が課題となっています。

さらに、高品質・高付加価値なものづくりへの対応や、資源循環型社会への対応、リスクマネジメントなどについての企業の主体的な取り組みが求められています。

エ 商業

長引く不況による消費低迷の中、消費者ニーズの多様化や郊外型大型店の進出などの変化に加え、経営者の高齢化や後継者不足などにより、個店や商店街は厳しい状況に置かれています。

特に商業集積や経済活動などに重要な役割を果たしてきた中心市街地の空洞化に加え、地元商店街での購買の低下は、地元商業者の経営状況を一層厳しいものとしています。

平成 26 年における本市の商業の状況は、小売・卸売業では商店数 1,261 店、従業者数 7,251 人、年間販売額 1,832 億 1,500 万円、売場面積 16 万 2,642 m²となっており、平成 19 年と比較すると商店数、従業者数、売場面積ともに減少しています。

また、一関地域や千厩地域など一部地域への大型店の進出はあるものの、消費動向としてもニーズに応じた商品を隣接する他の市町村や都市部など市外に求める傾向にあります。

今後はさらに購買エリアの拡大や消費者ニーズの個性化、専門化が一層高まることが予想されることから、ニーズに応じた商品構成やインターネットの活用などによる商業展開が重要となってきます。

また、小売業においては、地元消費者の購買動向の的確な把握や商業者の新たな販売戦略に向けた意識改革を行うことにより個店の魅力を高め、まちづくりの視点からも新たな経済活動への積極的な展開が求められています。

卸売業においては、小売業への支援機能の向上や共同物流システムの構築などを図りながら、経営体質の強化を進めるとともに物流の効率化を促進する必要があります。

さらに、高齢化社会の進行に伴い、日常生活の利便性、快適性の向上を図るため、高齢者に対するサービスやリサイクル、レンタルなど多彩な生活支援サービス業の展開と商店街活動との連携が求められています。

今後は、地域の中心商店街や郊外型商業機能などのそれぞれの特徴を踏まえつつ、地域商店街の連携を図りながら、歴史や文化などの特色を生かした市街地の形成に努めることや、市民や来街者の様々なニーズに対応できる複合的な機能を集約するなど、中心市街地の活性化を図るため、各種のまちづくりを推進していくことが必要です。

表 2-2 商業の状況

年	商店数 (店)	従業者 (人)	年間商品販売額 (万円)	売場面積 (㎡)
平成 14 年	1,930	10,070	21,272,935	168,477
平成 16 年	1,870	9,953	21,144,231	170,563
平成 19 年	1,736	9,465	18,991,510	180,688
平成 26 年	1,261	7,251	18,321,500	162,642

資料：商業統計調査

オ 観光

地域の歴史、文化資源を生かした観光の振興は、市民の誇りの醸成につながるとともに、交流人口の拡大を通じた地域の活性化に貢献する極めて重要なものとなっています。

本市においては、栗駒国定公園、名勝・天然記念物厳美溪、室根高原県立自然公園、名勝・日本百景猊鼻溪、幽玄洞など、地域固有の歴史・文化や豊かな自然が多く観光資源に恵まれています。

また、一関温泉郷、祭時スノーランド、アストロ・ロマン大東、大東ふるさと分校、室根高原牧場、黄金山キャンプ場、望洋平キャンプ場、花と泉の公園、館ヶ森高原エリアなど、地域の特性や豊かな自然を生かし、自然への理解を深めながら、自然をフィールドとして多彩な体験を楽しむ新たなアウトドア型観光に向けたレクリエーション施設の整備が図られています。

しかしながら、観光ニーズの多様化などにより観光入込客数は年々減少傾向にあり、また、観光地が点在していることや受け入れ体制の整備、訪れる方々の目的と志向にあったサービスの提供が十分でないことなどから、本市においては滞在時間の短い通過型の観光となっています。

このため、観光関連施設が集積している地域と周辺の観光資源との有機的な連携を促進しながら、各観光地の個性が発揮できるよう、地域の特性を生かした魅力ある観光施設の運営や、目的と志向にあったサービスの提供、交通利便性の向上を図るなど、多様なニーズが満たされる観光エリアの整備を図る必要があります。

また、農林業や伝統工芸などの特色ある地域産業との連携を深めながら、特産品の活用や土産品の開発を進めるとともに、多様なイベントとの複合化による創意工夫を凝らした観光の振興を推進するなど、地域産業との結びつきを強め、地域住民の雇用の場の拡大を図る必要があります。

特に、本市には魅力ある祭りが数多くあり、国重要無形民俗文化財指定の室根神社特別大祭、大東大原水かけ祭りなど、観光と結びついた多くの優れた伝統ある祭りや、一関夏まつり、かわさき夏まつり花火大会、藤沢野焼祭、最近では全国地ビールフェスティバル in 一関、一関・平泉バルーンフェスティバル、全国ご当地もちサミット in 一関、せんまや夜市、唐梅館絵巻などイベントや体験交流などが各地で多彩に繰り広げられており、地域の歴史・文化や特性などを生かしたイベントを通じて心がふれあえる観光地づくりが求

められています。

カ 雇用

近年の国内の雇用情勢は、景気動向を反映し改善の傾向にあり、岩手県内の雇用情勢については、東日本大震災の復興事業の影響等により、平成 27 年 11 月の有効求人倍率は、1.22 倍の高水準となっています。

一関公共職業安定所管内では、有効求人倍率は、平成 25 年 8 月以降 0.9 倍を超える高い水準で推移しており、平成 27 年 11 月には、1.14 倍と前年同期比べ 0.05 ポイント高くなっています。

また、新規高卒就職希望者の就職状況は、平成 24 年 3 月卒から 4 年連続で 100% の就職率となっており、新規高卒者をはじめ新卒者の就職環境及び一般求職者を取り巻く雇用環境は、全国と同様改善傾向にあります。

しかしながら、急激な人口減少と高齢化社会が進展する中で、若者の地元就職と就業定着が喫緊の課題となっており、また、企業では人材不足による事業活動への影響が深刻化しています。さらに、求人内容は、正規雇用よりも期間雇用やパート、臨時などの非正規雇用が多く、求人側が求める人材と求職者が求める職種とのミスマッチにより、就職に結びついていないケースもあります。

このようなことから、内発型産業の振興や事業誘致、農商工連携の支援、中小企業の経営安定化や企業誘致の促進など、地域の特性や資質を生かした独創性のある産業の展開による多様な雇用の場の創出が課題となっています。

また、国・県等の関係機関との連携による求職者への就職相談や情報提供、若年者へのキャリア教育支援、さらには、求職者の早期就職と企業の人材を確保するため、市内の高等職業訓練校などを活用した職業能力開発の支援が求められています。

(2) その対策

ア 農業

① 意欲ある担い手づくり

認定農業者の育成、新規就農や定年帰農などの農業参入を促進し、担い手の確保を図るとともに、持続可能な水田農業の確立を目指し、低コストで地域の農業者が多様に参画できる営農形態の構築を図るため、集落営農組織などの設立を支援します。

② 農業生産の振興

消費者ニーズに対応した安全で良質な農畜産物を安定供給する産地形成とブランド化を推進します。

・水稲については、地域の特色を生かした、高品質で良食味な売れる米づくりを目指します。

・野菜、花き、果樹の園芸作物については、高品質、安定生産に努めるとともに、一関の農産物ブランド力を高め、一層の産地形成に努めます。

・畜産については、優良繁殖雌牛及び高能力乳用雌牛の導入を図るとともに、肥育牛ブランド「いわて南牛」の確立を推進し、体質の強い畜産経営を確立します。

③ 生産基盤の整備

農用地の有効利用や農作業の効率化など、低コスト生産の実現と担い手育成の観点から、農地の大区画化、汎用化などの農地整備をはじめ、農業用水路、農道などの農業用施設の整備を進めるとともに、農業用水の確保を図るためのため池の整備など、生産基盤の整備を推進します。

④ 農村環境の保全

有機・減農薬栽培などによる環境保全型農業の展開、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払制度、また環境保全型農業直接支払制度等の活用により、農村の多面的機能の維持増進に努め、環境と調和した農村社会を形成します。

⑤ 農村の活性化

地域の特色を生かしたグリーンツーリズムや観光分野との連携によるニューツーリズムの展開により、観光客を中心に本市の魅力を体験されるとともに、本市の豊かな自然を全国に情報発信してまいります。

また、地産地消の取り組みを推進するとともに、女性や高齢者など多様な人材が参画した産直や農産加工などの取り組みを支援し、農村地域の活性化を促進します。

イ 林業

① 優良材の生産

森林施業に関する長期的視点に立った管理を行い、安定した優良材の生産と間伐材の有効利用を図ります。

② 林業基盤の整備

林業の作業効率の向上、低コスト生産のため、林道及び作業道の改良、開設などの整備を進めるとともに、既存林道の維持管理に努めます。

③ 森林保護の強化

松くい虫等の森林病虫害被害の抑制や土砂災害の防止、水源かん養機能などの公益的機能の増進を図り、健全な森林の保護に努めます。

④ 林業就労者の確保

作業の機械化を進め、研修・交流などの機会を設けるなど、林業就労者の確保と人材育成に努め、高度な技術の習得や労働条件の改善を図ります。

⑤ 経営構造の改善

森林組合、生産森林組合などを中心とした林業事業体の組織・機能を支援、強化し、受託事業の拡大等を推進するなど、経営改善を促進します。

⑥ 特用林産物の振興

原子力発電所事故に伴う放射性物質の影響により出荷制限等を課された特用林産物について、放射性物質濃度の動向を注視します。

なかでも、県内有数の産地であったシイタケは、放射性物質の影響による出荷規制の解除に向け適切な栽培管理を行い、生産の拡大に努めることで、産地の再生を図ります。

⑦ 森林機能の活用

森林が持つ保健、文化、教育、レクリエーション機能を活用し、野外活動の場、生涯学習の場としての利用増進に努めるとともに、森林の公益的機能を図るための緑地休養施設などの整備を進めます。

ウ 工業

① ものづくり人材の確保・育成

若年者の人口流出を防止し、地域企業の人材不足に対応するため、地域企業と学生・社会人などとの情報交換の場を設けるとともに、公共職業安定所、ジョブカフェ一関など関係機関との連携を図り、新卒者や研究者、技術者の市内定着とU I Jターンを促進します。

また、ものづくり人材の育成を図るため、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などの理工系高等教育機関や(公財)岩手県南技術研究センターなどと連携を図りながら、企業ニーズの高い品質管理、分析技術、加工技術などの研修に取り組むとともに、技術・技能の資格取得を支援します。

さらに、次代を担う人材を育成するための小中学生を対象としたキャリア教育や、高齢者を含めた企業経験者の活用により各世代のステージにおける人づくりを推進します。

② 技術開発、高品質化への取り組み支援

技術開発や共同研究を支援するため整備した、貸し研究室の活用を図り、産学連携に

よる共同研究を支援するとともに、助成制度の充実と積極的な活用を促進します。

また、高品質化への取り組みを支援するため、(公財)岩手県南技術研究センター、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校などとの連携を図り、専門技術講習などの開催による技術・技能習得を支援するとともに、同センターの試験・分析機器の充実と技術相談などのサポート体制の強化を支援します。

③ 地域内発型産業の振興

地域の資源や特性を活かして活性化を図るため、企業間連携による新産業・新事業の創出支援、起業・創業支援、農商工連携などの地域内発型産業の支援について、産業支援機関等と連携しながら取り組むことにより、新たな雇用の場の創出に努めます。

また、新事業展開・起業化を支援するため、貸し研究室や新たに整備する貸し工場の利用を促進するとともに、各種支援制度により地域内発型産業を推進します。

④ 地域連携と課題解決型ネットワークの構築

地域企業の取引支援をはじめとする連携を促進するとともに、共通課題の解決に向けた産学官連携による地域企業ネットワークの構築を促進します。

⑤ 企業誘致の推進

本市の持つ「中東北」の中心としての優位性を発揮し、地域企業・研究機関・産業支援機関などのネットワークを活用した多様な誘致活動に取り組むとともに、研究開発部門・自動車関連産業をはじめとする将来性を見通した企業誘致活動に取り組みます。

また、企業の進出形態やニーズの多様化に対応するため、産業用地リース制度や空き工場などの情報発信、優遇制度の充実に取り組みます。

⑥ 工業を支える環境（基盤）整備

企業の立地しやすい環境を整備するため、企業ニーズにあった工業団地や貸し工場の整備に取り組み、また、アクセス道路や高速通信網などのインフラ整備に取り組むなど企業活動を円滑にするための環境整備と勤労者が生活しやすい環境整備を推進します。

さらに、市内の中小企業が、生産活動の拡大のため工場や設備などを増設するとともに、雇用の場の創出を図る際には、その経費の一部を地域企業経営強化支援事業費補助金で補助することにより、中小企業の設備投資の促進を図ります。

⑦ 高品質化の取り組み支援

高品質化への取り組みを支援するため、(公財)岩手県南技術研究センター、(独)国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校との連携を図り、技術講習などの開催による品質管理・分析技術などの技術・技能習得を支援するとともに、技術相談などの体制強化を支援します。

エ 商業

① 魅力ある商店街づくり

地域の商店街において、商業施設の集積を促進するとともに、歴史や文化など地域の特色を生かした魅力ある商店街、賑わいと活気のある商店街の形成を促進します。

② 魅力ある商店街活動の促進

夜市・互市・ど市など地域住民と密着した魅力あるイベントの開催と情報の発信を図るとともに、商店街への集客を促進します。

③ 商店街の活性化

空洞化が進む商店街の活性化を図るため、個性ある店舗づくりや空き店舗への入居を促進します。

④ 卸売業の近代化

小売業への支援機能の向上や共同物流システムの構築などを図りながら、経営体質の強化と物流の効率化を促進します。

⑤ 新たなサービス業の展開

地域住民の日常生活の利便性や快適性の向上を図るため、高齢者などに対する宅配サービスやリサイクル、レンタルなど多彩な生活支援サービス業の展開と商店街活動との

連携を促進します。

⑥ 特産品の開発と販路の拡大

多様な地域資源の利活用を図るとともに、特産品の開発を促進し、観光との連携を図りながら首都圏などへの特産品PRと販路の拡大を推進します。

⑦ 人材の確保と育成

商工会議所等関係機関と連携し、人材・後継者の確保と育成に努めるとともに、商業者の意識醸成を図りながら、新たな商業活動への積極的な展開により活性化を促進します。

また、女性や若者などによる起業が、商店街の再生やにぎわい創出に大きな役割を果たすことから、起業しやすい環境づくりを行い、支援します。

オ 観光

① 新たな観光資源の活用

豊かな自然や優れた景観、地域固有の歴史・文化など、多彩な観光資源の一層の掘り起しを図るとともに、農業や自然などをフィールドとした体験型観光を含めた着地型旅行商品を企画するなど魅力ある観光地の形成に努めます。

② 地域産業と連携した観光の振興

農林業や伝統工芸などの特色ある地域産業と観光との連携を図りながら、特産品などの活用や新たな開発を促進するなど、地域産業と結びつきを強め、多様な観光振興を図ります。

③ 広域観光拠点の推進

観光関連施設が集積している地域と周辺の観光資源との有機的な連携を強化し、選択肢の豊富な拠点型観光を目指しながら、通過型観光から滞在型観光への転換を図ります。

④ 観光施設の整備

高齢者や障がい者を含めたすべての観光客が、安心して観光を楽しめるよう配慮した観光施設などの整備を促進するとともに、観光地間を結ぶ道路交通網の整備や交通機関の利便性の向上に努めます。

⑤ 観光情報の発信

各観光協会や広域連携の協議会などと連携を図りながら、多様化する観光ニーズにきめ細かく対応するため、引き続き幅広い観光関連情報を収集し、ホームページなどを通じた最新情報の提供に努めます。

⑥ 観光客へのサービス向上

観光関連事業者などの研修会などを開催しながらサービスの質的向上を図るとともに、観光ボランティアの養成など、「おもてなし」を大切にした受け入れ体制の整備を推進します。また、外国人観光客が安心して観光ができるよう観光案内所や公共サイン、宿泊施設などの環境整備に努めます。

カ 雇用

① 関係機関との連携による就業支援

無料職業紹介所及びふるさとハローワークを継続運営することにより、求職者への相談・職業紹介を行い、総合的な就職支援を図ります。

また、ジョブカフェ関による中学生・高校生等のキャリア教育の支援に取り組むとともに、いちのせき若者サポートステーションも含め求職者や在職者へのカウンセリングなど相談サービスの充実を図ります。

② 職業能力開発と人材育成

市内の職業訓練施設を活用し、企業のニーズに合った職業訓練等を実施するとともに、訓練機会の充実を図り、在職者及び求職者の技能習得及び職業能力開発を支援します。

③ 就職機会の創出

新規学卒者、求職者の就職機会を創出するため、中東北就職ガイダンスや企業見学ツ

ア-を開催し、企業の人材確保やU I J ターン就職希望者等の支援に取り組みます。

④ 若年者の地元就職及び就業定着

若年者、特に高校生の地元就職及び定着を支援するため、関係機関との連携を図り、高校生や先生方と企業との情報交換会などを開催するとともに、採用企業への人材育成費用の助成や地元企業に対し、正規雇用の拡充に向けた働きかけを行い、新規学卒者等の地元就職を支援します。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振 興	(1) 基盤整備			
	農業	県営経営体育成基盤整備事業 (滝沢地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (下大桑地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (西黒沢地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (小猪岡地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (富沢地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (川台地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (巖美・滝原ひがし地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (夏川地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (夏川 2 期地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (夏川 3 期地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (日形地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (川北地区)	宮城県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (山口地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (清田地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (笹谷地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (仏坂地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (上奥玉地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (上折壁地区)	岩手県	
		県営経営体育成基盤整備事業 (曲田地区)	岩手県	
		県営中山間地域総合整備事業 (市野々地区)	岩手県	
県営中山間地域総合整備事業 (笹谷地区)	岩手県			

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考	
1 産業の振興		県営中山間地域総合整備事業（霞沢地区）	岩手県		
		県営中山間地域総合整備事業（仏坂地区）	岩手県		
		県営中山間地域総合整備事業（上奥玉地区）	岩手県		
		県営中山間地域総合整備事業（曲田地区）	岩手県		
		県営農村地域防災減災事業（角屋地区）	岩手県		
		県営ため池等整備事業（須川1号支線地区）	岩手県		
		県営ため池等整備事業（真打堰用水地区）	岩手県		
		県営ため池等整備事業（油井名沢地区）	岩手県		
		県営農村地域防災減災事業（北照井堰地区）	岩手県		
		県営農村地域防災減災事業（石崎地区）	岩手県		
		県営農村地域防災減災事業（真打堰用水地区）	岩手県		
		県営農村地域防災減災事業（油井名沢地区）	岩手県		
	林業	森林病虫害等防除事業	一関市		
		一関市森林総合整備事業	森林組合等		
		公有林整備事業（除間伐等）	一関市		
		水源林造成事業（除間伐）	一関市		
		特用林産施設等体制整備事業	しいたけ生産組合等		
	(3) 経営近代化施設				
	農業	有機肥料センター施設改修事業	一関市		
	林業	しいたけ生産振興対策事業	しいたけ生産組合		
	(4) 地場産業の振興				
	試験研究施設	岩手県南技術研究センター機器整備事業補助	公益財団法人		
	流通販売施設	農林水産物産地直売・交流促進施設整備事業	地域農商業者		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(5) 企業誘致	新貸し工場整備事業	一関市	
		(7) 商業		
	その他	商店街低炭素街路灯導入事業	一関市	
		市街地活性化センター整備事業	一関市	
	(8) 観光又はレクリエーション	歴史の小道整備事業	一関市	
		桜の小道整備事業	一関市	
		公園施設改修事業	一関市	
		真湯温泉センター施設管理事業	一関市	
		釣山公園案内表示設置事業	一関市	
		磐井川かわづくり事業(桜堤等整備分)	一関市	
		赤荻地区公園整備事業	一関市	
		室根高原ふれあい牧場施設改修事業	一関市	
		黄金山キャンプ場管理棟トイレ改修事業	一関市	
		唐梅館総合運動公園遊具更新事業	一関市	
		(9) 過疎地域自立促進特別事業	担い手育成対策事業 (認定農業者等の農業担い手の経営改善を支援し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。)	一関市
	新規就農者支援資金貸付金 (新規就農者が研修教育施設や先進農家等で研修するための経費を貸付する。)		一関市	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
		担い手経営サポート事業 （認定農業者、新規就農者を対象に、パソコン簿記講習会等を開催し、資質の向上を図る。）	一関市	
		農業経営向上支援事業 （集落営農組織等の法人化、集落営農組織設立等に対する経費を補助する。）	一関市	
		農村地域活性化モデル支援事業費補助金 （農業を中心とした農村地域の活性化に向け、多様な取り組みを行うモデル集落の活動に対し補助する。）	一関市	
		緑のふるさと協力隊地域支援事業 （農村地域活性化モデル地域に「緑のふるさと協力隊」隊員を派遣し、活動を支援する。）	一関市	
		ジョブカフェ一関運営事業 （若者の就業を支援するため「ジョブカフェ一関」に就職アドバイザー5名を配置し、相談事業や、小・中・高校生などステージに応じたキャリア教育及び社会人基礎力習得の支援を行う。）	一関市	
		ふるさとハローワーク運営事業 （求職者の就職促進と利便性の向上を図るため、千厩支所内において、国との共同により「ふるさとハローワーク」を運営し、職業相談・紹介サービスを行う。）	一関市	
		新規高卒者ふるさと就職支援事業補助金 （新規高卒者の地元就職と職場定着を促進するため、新規高卒者を採用した事業主を対象に、研修等の人材育成及び資格取得に要した経費に対し補助する。）	一関市	
		若者等ふるさと就職支援事業補助金 （若者等（新規学卒者及びUIJターン者）の地元就職と職場定着を図るため、若者等を採用した事業主を対象に、研修等の人材育成及び資格取得に要した経費に対し補助する。）	一関市	
		地産外商促進事業 （農産物や特産品等の個々のブランド強化のため、農商工連携のもと、地域ブランドの創出や首都圏等での一関ブランドのPRを行う。）	一関市	
		農林業6次産業化促進支援事業 （農産物に付加価値を付けて商品化し販売する「6次産業化」を支援するため、コンサルタントによる商品開発や販路開拓への指導・助言等により具体の6次産業化成功例を創出する。）	一関市	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興		農村地域定住・就農促進対策事業 （農村部への移住・就農に係る相談窓口を開設し、移住希望者の受入を希望する集落への移住を促進する。）	一関市	
		新規学卒者等就農促進支援事業 （新規学卒者を中心とした若年層を対象に、雇用形態による農業従事経験を通じて、就農に対する意識啓発を踏まえた新規就農を支援する。）	一関市	
		一関・平泉バルーンフェスティバル事業 （スカイスポーツである熱気球によるバルーンフェスティバルを開催し、着地型観光の誘客の推進を図る。）	一関市	
		農商工連携事業 （農商工連携実践団体への経営改善等の助言指導やこれから農商工連携を模索している団体等へのアドバイスを行う。）	一関市	
	(10)その他			
		繁殖牛生産振興対策事業	生産者組織	
		肥育素牛地域内保留対策事業	生産者組織	
		酪農振興総合対策事業	生産者組織	
		野菜花き生産振興事業	生産者組織	
		農業担い手チャレンジ事業	生産者組織	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

公園施設は、国の公園施設長寿命化計画策定方針をもとに、維持管理及び更新に関する個別画を策定し、施設の適正かつ効率的な維持管理とコストの縮減を図ります。また、公園が地域コミュニティの場となるよう、地域協働体^{※3}への指定管理による管理・運営を検討します。

保養施設は、施設や設備の老朽化等により不具合が生じてきています。修繕には多額の費用が掛かることから、長期的かつ計画的に修繕工事等を行っていく必要があります。今後の利活用について検討する必要があります。

※3 地域協働体・・・一定の区域（市立市民センターの管轄区域を原則とする）の住民を中心に構成された自治会、町内会その他の地域的な共同活動のため地縁に基づいて形成された団体と、老人クラブ、PTA、子ども会、NPO、ボランティア組織などの団体等で構成され、連携して協働のまちづくりを推進するための地域組織。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 現況と問題点

ア 道路

本市の道路網は、高速道路をはじめ、国道や主要地方道、県道などにより骨格的な道路ネットワークが形成されています。東北縦貫自動車道は、本市のほぼ中央を南北に縦断し、市域内の一関 I C のほか、若柳金成 I C、平泉前沢 I C が高速道路へのアクセスとして利用されており、また、三陸縦貫自動車道の登米 I C、登米東和 I C が供用開始しており、沿岸地域を結ぶ交通の要衝として利用されています。

国道は、市の中央部を南北に貫く国道 4 号があり、これに連結し、東西に横断する気仙沼市と結ぶ国道 284 号、秋田県から巖美町、花泉町を經由し宮城県に至る国道 342 号、陸前高田市から大東町、東山町を經由し奥州市に至る国道 343 号などがあり、陸中海岸国立公園、平泉の文化遺産、栗駒国定公園など、観光地への玄関口として重要な位置を占めています。

本市は、市域が 1,256.42k m² と県下第 2 位の面積を有しており、市域の一体化がまちづくりにおける重要課題の一つとなっています。その一体化には、道路交通のネットワークが果たす役割がきわめて重要であると言えます。

道路の利用状況を見ると、南北に走る国道 4 号においては、特に早朝や夕方のお出退勤時の交通渋滞が慢性化しており、交通渋滞への対応や市域の一体化推進のための道路環境の整備に向け、既存道路の整備、充実に図るとともに、国道 4 号を補完し災害時の渋滞を緩和する新たな南北の幹線道路の整備が大きな課題となっています。

また、東日本大震災における沿岸被災地への支援活動及び災害時の迅速な救援活動や救急活動のためには、東西に広がる市域を横断し、沿岸部と内陸部を結ぶ国道 284 号や 343 号の急カーブ・急勾配の解消や狭隘部の改良など大型車輛の通行に支障のない早期整備、充実も不可欠です。

こうした広域的な幹線道路網や高速交通へのアクセス向上とともに、地域に密着し市民生活にとって最も関わりの深い生活道路網の整備も必要です。生活道路である市道については、より市民の利便性の向上を図るとともに、安全を確保する上からも、各地域において一体的な整備、改良を促進する必要があり、併せて歩行者の安全確保のための歩道の整備や防護柵、カーブミラー、交通標識等の設置など安全面の整備、さらに、歩道のバリアフリー化や街なみの整備・保存などにも力を入れていく必要があります。

加えて、道路及び橋梁などの社会資本全体の老朽化が進行しており、施設の点検を促進し、長寿命化、予算の平準化を図ることにより良質な社会資本の確保に努める必要があります。

また、良好な道路環境を維持管理していくため、地域住民の協力を得ながら協働で取り組んでいくことが必要です。

イ 交通機関

本市では、J R 東北新幹線と J R 東北本線が南北に縦貫しており、さらに一ノ関駅を起点として、市の東部を横断し三陸沿岸へと J R 大船渡線が運行しています。

昭和 57 年の東北新幹線開通により、首都圏との時間距離は飛躍的に短縮され、日帰り活動圏内となりました。平成 27 年 6 月現在、一ノ関駅には 1 日に東京行き 3 本、新青森行き 1 本のはやぶさが停車し、一ノ関駅から東京駅までわずか 2 時間余りで結ばれています。

平成 28 年 3 月には、北海道新幹線の開業により新函館北斗駅まで新幹線が延伸され、新幹線全体の高速化の方向性の中で、経済文化の交流の推進に果たす一ノ関駅の役割を高めるため、駅周辺の整備など拠点機能の一層の充実が求められています。

東北本線は、身近な中距離輸送機関としての役割を果たしており、通勤、通学利用者などの利便性の向上を図るため、ダイヤ編成の改善や大船渡線との相互乗り入れなどが望まれるとともに、新幹線乗り換え利用者に配慮した接続ダイヤの改善が望まれています。

また、大船渡線については、モータリゼーションの進展及び沿線人口の減少などにより

利用者は減少してきていますが、地域の生活、経済、文化などに果たす役割は大きく、産業基盤をなす重要不可欠なものであり、ダイヤ改正等利便性の向上を促進する必要があります。

本市では、岩手県交通が路線バスを運行し、また、民営バスが撤退した地域を中心に市の財政負担による路線バス及び市営バスを運行しており、市民の身近な移動手段として重要な役割を果たしています。

しかしながら、モータリゼーションの進展により自家用車の利用が大幅に増えたため利用者が減少しており、民営バスの不採算路線の廃止や運行回数の削減などにより日常生活に影響を及ぼしています。

高齢者や児童、生徒などにとってバスは重要な交通手段となっており、地域の実情に応じた持続可能なバス交通体系の構築・維持は、地域振興と市民福祉の向上には欠かせないものとなっています。

ウ 情報・通信

情報通信技術の進歩には目覚ましいものがあり、市民生活や産業活動におけるインターネットの普及や携帯電話などの利用は急速に拡大しているところであり、それに伴い社会経済活動そのものも大きな変革が生じます。

これに対応するためには、すべての市民が均等に恩恵を受けるための設備や知識の普及がますます重要になります。

本市では、有線放送や情報無線により生活情報や行政情報を伝達していますが、今後はインターネットや携帯電話などの活用を推進していく必要があります。

その一方で、一番身近な生活情報源であるテレビ、ラジオの難視聴世帯の存在や携帯電話等移動通信サービスが不安定な地域もあり、インターネットのブロードバンド利用環境に地域的な格差が生じていることから、その解消が求められています。

エ 地域間交流

交流には、地理的なつながりや歴史的文化的な結びつき、さらには都市交流や、国際理解のための交流などさまざまな形があります。

地方分権に伴い、地域の特色や独自性を前面に出した地域づくりを進めることにより、地域アイデンティティの確立や相互の発展が促され、ひいては地域の活性化につながっていきます。

そのためにも、観光、産業、文化等多様な交流連携のため情報交換や交流の場の拡大が求められています。

本市においてもそれぞれの地域の観光・産業資源を活用したまちづくりやさまざまなイベントを開催しており、また、他の都市との交流も進んでいます。

さらに、日常社会生活圏の拡大により市民生活における行政の垣根は低くなっており、市内外に限らずさまざまな連携が図られています。

(2) その対策

ア 道路

「中東北」の拠点都市としての広域的な文化的交流と県際連携を支え、緊急輸送・物流・広域観光ネットワークの機能も併せ持つ骨格道路の整備を促進し、高速交通拠点へのアクセス時間の短縮を図ります。

また、市全体の均衡ある発展や市民の一体感の醸成、通勤・通学・通院・買い物など日常生活の安全で利便性の向上につながる幹線道路や市民生活に密着した生活道路の体系的な整備を推進するとともに、歩行者や自転車、車いす利用者にとっても安心安全で快適に利用できるような道路環境の整備を目指します。

さらに、予防保全型の維持管理を推進し、道路や橋梁の長寿命化を図ります。

イ 交通機関

鉄道や乗合バスなど公共交通については、市民、バス事業者と連携しながら利用促進に努め、路線の維持を図るとともに、コミュニティバスなどについては、利用者ニーズを把握しながら新たな運行形態について検討します。

ウ 情報・通信

行政情報や防災情報、生活関連情報を地域格差なく享受できるよう、情報通信技術の発達に対応した高度な情報網などの整備の促進や、テレビ・ラジオの難視聴解消と携帯電話の不安定地域の解消を図ります。

また、本庁と各支所等を結ぶ情報ネットワークを活用し、窓口サービスの充実や施設の有効活用を図ります。

さらに、行政情報の新たな発信手段として、インターネットや携帯電話などを活用し、情報伝達の充実を図ります。

エ 地域間交流

東北の中心に位置する立地条件を最大限に生かし、観光・産業・文化など多様な分野において、北東北と南東北との交流拠点となるよう「中東北」としての広域的な交流と連携を推進します。

さらに、市内の各地域が、互いの良さを発揮しながら、一丸となって市全体の発展に取り組めるよう地域間交流の機会を設けるなど、一体感の醸成を図ります。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進	(1) 市町村道			
	道路	栗駒線(改良舗装) (L=1,360m,W=4.0m)	一関市	
		遊水堤2号線(改良舗装) (L=1,420m,W=6.0(9.5)m)	一関市	
		菽荘中下線(改良舗装) (L=800m,W=3.0m)	一関市	
		原沢1号線(改良舗装) (L=2,200m,W=4.0m)	一関市	
		口袋清水線(改良舗装) (L=200m,W=5.0m)	一関市	
		金成線(改良舗装) (L=1,000m,W=5.0m)	一関市	
		水口南沢線(改良舗装) (L=900m,W=5.0m)	一関市	
		西風谷地線(改良舗装) (L=600m,W=6.0m)	一関市	
		丸木舞川線(改良舗装) (L=3,400m,W=4.0m)	一関市	
		宇南田3号線(改良舗装) (L=730m,W=5.0m)	一関市	
		鶴巻内ノ目線(改良舗装) (L=300m,W=5.0m)	一関市	
		番台線(改良舗装) (L=250m,W=5.0m)	一関市	
		平場結渡線(改良舗装) (L=300m,W=3.0m)	一関市	
		釣山下線(改良舗装) (L=700m,W=6.0(11.0)m)	一関市	
		弥栄北ノ沢6号線(改良舗装) (L=600m,W=4.0m)	一関市	
		舞川蓬田1号線(改良舗装) (L=453m,W=3.0m)	一関市	
		菅沢線(改良舗装) (L=242.6m,W=5.5(9.5)m)	一関市	
		芦ノ口線(改良舗装) (L=130m,W=3.0m)	一関市	
		栢倉外山線(改良舗装) (L=300m,W=3.0m)	一関市	
	坂津辺線(測量設計)	一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		小間木線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
		大奈良1号線(改良舗装) (L=170m,W=3.0m)	一関市	
		大奈良3号線(改良舗装) (L=210m,W=3.0m)	一関市	
		木ノ川線歩道設置事業 (L=1,700m,W=2.2m)	一関市	
		大槻1号線(改良舗装) (L=100m,W=6.0m)	一関市	
		八瀬線(改良舗装) (L=355m,W=3.0m)	一関市	
		寺裏川口線(改良舗装) (L=150m,W=3.0m)	一関市	
		九鬼1号線(改良舗装) (L=600m,W=3.0m)	一関市	
		曲渕線(改良舗装) (L=500m,W=3.0m)	一関市	
		藤ノ沢藤7号線(改良舗装) (L=230m,W=3.0m)	一関市	
		立沢1号線(改良舗装) (L=140m,W=4.0m)	一関市	
		内ノ目13号線(舗装) (L=170m,W=3.0m)	一関市	
		神明南白幡線(改良舗装) (L=370m,W=6.0(8.0)m)	一関市	
		居留2号線(改良舗装) (L=900m,W=5.5m)	一関市	
		中条外山線(改良舗装) (L=1,260m、W=4.0m)	一関市	
		大又南沢線(改良舗装) (L=170m,W=3.0m)	一関市	
		五串東7号線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
		ぶなノ木三ツ森線(改良舗装) (L=160m,W=3.0m)	一関市	
		舞川河岸5号線(改良舗装) (L=110m,W=3.0m)	一関市	
		高梨北方2号線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
		南滝ノ上線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
	狐禅寺大平線(改良舗装) (L=1,000m、W=6.0(11.0)m)	一関市		
	桜木町2号線(改良舗装) (L=146m,W=3.0m)	一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		堀切2号線(改良舗装) (L=799m,W=4.0m)	一関市	
		泥畑西ノ沢線(改良舗装) (L=711m,W=4.0m)	一関市	
		道路維持補修事業 (L=11,772m)	一関市	
		市道排水ポンプ交換事業	一関市	
		都市計画道路山目駅前釣山線(竹山工 区)道路整備(街路)事業 (L=316m,W=16~17m)	岩手県	
		道路インフラ長寿命化事業 (山谷平泉線(深山トンネル)ほか2箇所 (トンネル修繕3箇所 L=1,076m))	一関市	
		道路維持補修事業(交付金事業) (L=13,715m)	一関市	
		清水原一関線(改良舗装) (L=3,300m,W=6.5(12.5)m)	一関市	
		大畑四日市場線(改良舗装) (L=800m,W=4.0m)	一関市	
		仁王原有壁線歩道設置事業 (L=1,130m、W=2.5m)	一関市	
		三本木高倉線(改良舗装) (L=1,040m,W=6.0m)	一関市	
		烏ヶ沢線(測量設計)	一関市	
		穴ノ沢花高線(改良舗装) (L=650m,W=5.0m)	一関市	
		刈生沢線(改良舗装) (L=390m,W=5.0m)	一関市	
		養子沢1号線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
		水沢佐野下2号線(改良舗装) (L=160m,W=3.0m)	一関市	
		小谷第2支線(改良舗装) (L=560m,W=5.0m)	一関市	
		野田線(改良舗装) (L=1,538m,W=5.0m)	一関市	
		細葉大門線(改良舗装) (L=803m,W=5.0m)	一関市	
		葉ノ木堤線(改良舗装) (L=560m,W=5.0m)	一関市	
		猿沢大久保線(改良舗装) (L=370m,W=5.0m)	一関市	
	宮敷線(改良舗装) (L=478m,W=3.0m)	一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		北方北線(改良舗装) (L=320m,W=6.5m)	一関市	
		小梨一本松線(改良舗装) (L=200m,W=4.0m)	一関市	
		奥玉竹林線(改良舗装) (L=675m,W=4.0m)	一関市	
		刈屋野茶名畑線外1路線(改良舗装) (L=610m,W=5.0m)	一関市	
		寺崎前1号線(改良舗装) (L=270m,W=5.0m)	一関市	
		松川駅館下線(改良舗装) (L=1,070m,W=6.0(9.5m))	一関市	
		町裏深堀線(改良舗装) (L=190m,W=5.0m)	一関市	
		三室岩ノ下線(改良舗装) (L=500m,W=5.5m)	一関市	
		本町天王前線(改良舗装) (L=450m,W=4.0m)	一関市	
		千刈田向山線(改良舗装) (L=1,888m,W=6.0m)	一関市	
		鳥矢森3号線(改良舗装) (L=400m,W=4.0m)	一関市	
		宝下4号線(改良舗装) (L=500m,W=6.0m)	一関市	
		折壁八幡4号線・折壁小林線歩道設置事 業(L=590m,W=2.5m)	一関市	
		薄衣上の台線(改良舗装) (L=300m,W=5.0m)	一関市	
		薄衣折坂線(改良舗装) (L=200m,W=4.0m)	一関市	
		さいかち沢線(改良舗装) (L=218m,W=3.0m)	一関市	
		長洞線(改良舗装) (L=229m,W=3.0m)	一関市	
		黒木上峯線外1路線(改良舗装) (L=450m,W=5.0m)	一関市	
		平前登戸沢線(改良舗装) (L=600m,W=5.0m)	一関市	
		下曲田古戸沢線(改良舗装) (L=100m,W=4.0m)	一関市	
	山田南沢8号線(改良舗装) (L=370m,W=3.0m)	一関市		
	草ヶ沢4号線(改良舗装) (L=475m,W=3.0m)	一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		大石沢若柳線(改良舗装) (L=800m,W=4.0m)	一関市	
		町北裏線(舗装) (L=130m,W=3.0m)	一関市	
		観音堂2号線(改良舗装) (L=100m,W=5.5m(12.0m))	一関市	
		倉坂線(舗装) (L=300m,W=4.0m)	一関市	
		草ヶ沢2号線(測量設計)	一関市	
		若井原線(改良舗装) (L=750m,W=3.0m)	一関市	
		真柴鴻ノ巣線(改良舗装) (L=270m,W=3.0m)	一関市	
		川戸線(改良舗装) (L=100m,W=5.0m)	一関市	
		野中2号線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
		中里後沢田線(改良舗装) (L=560m,W=4.0m)	一関市	
		白山田線(改良舗装) (L=135m,W=3.0m)	一関市	
		赤子中島線(改良舗装) (L=220m,W=3.0m)	一関市	
		下釜金ヶ崎線(改良舗装) (L=440m,W=4.5m)	一関市	
		鶴ヶ沢4号線(改良舗装) (L=120m,W=3.0m)	一関市	
		中里水上線(改良舗装) (L=165m,W=3.0m)	一関市	
		峠3号線(改良舗装) (L=165m,W=3.0m)	一関市	
		弥栄北ノ沢7号線(改良舗装) (L=105m,W=3.0m)	一関市	
		払田線、払田和興線(改良舗装) (L=750m,W=3.0m)	一関市	
		熊ノ倉1号線(改良舗装) (L=160m,W=3.0m)	一関市	
		老松宮沢2号線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
		機場線(改良舗装) (L=100m,W=3.0m)	一関市	
	下館台見2号線(改良舗装) (L=160m,W=3.0m)	一関市		
	本宮七切線(測量設計) (L=860m,W=3.0m)	一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		松川小学校線(改良舗装) (L=90m,W=4.0m)	一関市	
		鴨地泉台線(改良舗装) (L=792m,W=3.0m)	一関市	
		牛窪西光線(改良舗装) (L=794m,W=3.0m)	一関市	
		神の沢平線(改良舗装) (L=608m,W=3.0m)	一関市	
		兎屋場線(改良舗装) (L=881m,W=3.0m)	一関市	
		桜ノ沢線(改良舗装) (L=926m,W=3.0m)	一関市	
	橋りょう	橋梁長寿命化事業:清水原一関線(清水 原橋) (L=34.9m,W=6.7m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:曾慶熊ノ平1号線(熊 の平2号橋) (L=6.1m,W=3.7m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:寺ノ沢三十刈線(深芦 前橋) (L=18.0m,W=9.3m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:町浦前田線(白山橋) (L=28.8m,W=7.6m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:下駒場4号線(下駒場 陸橋) (L=18.5m,W=5.8m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:月山下二本木線(本 町橋) (L=18.4m,W=6.8m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:清水横沢川線(清水 橋) (L=14.5m,W=4.8m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:大白線(高城橋) (L=16.4m,W=4.0m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:豊町1号線(豊橋1号 橋) (L=26.1m,W=4.8m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:雄明橋線(雄明橋) (L=105.0m,W=4.4m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:日向久子沢線(中屋 敷橋) (L=26.1m,W=5.9m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:金田川原町線(昭和 橋) (L=16.3m,W=8.2m)	一関市	
		橋梁長寿命化事業:沖要害線(沖要害橋) (L=12.2m,W=4.5m)	一関市	
		橋梁補修設計等業務委託(金田2号線小 中井橋、日蔭線日蔭橋、小黒滝線小黒滝 1号橋、上関代4号線下向橋、曾慶山神西 線山の神橋、金取流矢線流矢橋、停車場 線滝ノ沢橋、愛宕橋ほか)	一関市	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		橋梁長寿命化事業：炯目木線（愛宕橋） （L=5.2m,W=3.8m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：赤荻黒沢線（大久保 橋）（L=100.0m,W=5.1m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：千代ヶ原線（松雲橋） （L=17.4m,W=4.7m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：割山中島線（三本町 橋）（L=50.0m,W=3.1m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：葉山長田森線（葉山 橋）（L=5.0m,W=2.0m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：二日町曲田線（館山 橋）（L=61.2m,W=4.3m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：八反線（大木下橋） （L=27.4m,W=2.7m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：明賀山柳沢線（明賀 山橋）（L=6.0m,W=4.0m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：松沢1号線（四日市場 沖3号橋）（L=3.6m,W=3.7m）	一関市	
		橋梁長寿命化事業：千厩中央線（西中沢 橋）（L=12.7m,W=3.7m）	一関市	
		その他	除雪作業車更新事業	一関市
(3) 林道				
	森林管理道 岩倉沢線	一関市		
(6) 電気通信施設等情報化のための施設				
防災行政用無線施設	一関防災ラジオ受信環境整備事業	一関市		
テレビジョン放送等 難視聴解消のための 施設	光伝送ケーブル改修事業	一関市		
	民放ラジオ難聴解消事業	一関市		
(7) 自動車等				
自動車	市営バス車両更新事業	一関市		
(11) 過疎地域自立促進特別事業				
	ニューツーリズム推進体制整備事業費補助 金 （農家民泊や農業体験、着地型観光等、都 市農村交流の取り組みを行ういちのせきニ ューツーリズム協議会に対し補助する。）	協議会		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信 体系の整備、 情報化及び地 域間交流の促 進		都市計画道路見直し調査事業 （都市計画道路が持つべき役割などを総合的に判断し、実行性・実現性のある計画となるよう計画の見直しを行う。）	一関市	
		地上デジタルテレビ受信対策事業 （テレビ共同受信施設の電気料・電柱共架料等維持管理費を補助する。）	一関市	
		高齢者運転免許証自主返納サポート乗車券交付事業 （高齢者の交通事故の防止を目的として、運転免許証を自主返納した方へバス及びタクシー利用可能な乗車券を交付する。）	一関市	

（４）公共施設等総合管理計画との整合

道路は、道路インフラ長寿命化計画を策定し、予防保全型の維持管理を行いながら、長寿命化によるトータルコストの縮減と維持補修費の平準化を図ります。また、策定した道路インフラ長寿命化計画は、必要に応じて見直しを行いながら、より効率的な維持管理を目指します。

橋梁は、策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、今後の定期点検・診断結果を踏まえて見直しを行いながら、計画的かつ適切な維持管理に努めます。

4 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道

本市の平成 27 年 3 月 31 日現在の給水人口は、108,799 人で普及率は 88.1%であり、年々水道の整備が進み、着実に普及が図られています。

しかし、市の東部では住家が山間地に点在しているなど、地理的条件等により水道が普及していない家庭も多く、水道普及率は 72.1%（大東、千厩、東山、室根、川崎、藤沢地域）と依然として低い水準にあります。

本市の水道水源は北上川とその支流河川の表流水、伏流水のほか、湧水、地下水を使用していますが、良質で多量な水源を確保することにより、未普及地域の解消と水道の安定供給を図る必要があります。

また、高度経済成長期に整備した水道施設がほぼ同時期に更新の時期を迎え、大きな財政負担を伴うこととなります。

今後は、少子化などによる人口減少によって給水人口が減少し、給水収益の減少が見込まれる中、健全かつ安定的な事業運営を進めながら、安全な水の安定供給を図ることが重要です。

イ 下水道

下水道は、農業集落排水施設や浄化槽とともに、豊かな自然環境の保全、特に河川等公共用水域の水質を保全し、市民が衛生的で快適な生活を送るうえで欠くことのできない施設であり、その整備が求められています。

この整備に当たっては、平成 26 年 1 月に国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省連名で、今後 10 年程度を目途に概成を目指す考え方が示されていることから、効率的な整備が必要であり、それに合わせた汚水処理計画の見直しやアクションプランの策定が必要となります。

また、平成 26 年度末の水洗化人口割合が 50.4%で、県平均の 69.6%に比較して低い水準となっています。今後、少子高齢化などにより、水洗化人口も伸び悩むと考えられ、経営の見直しのため、公営企業への移行や経営の合理化を図る必要があります。

浄化槽整備事業については、市設置型と個人設置型の 2 種類の整備手法が存在していましたが、個人設置型の場合は市設置型に比べ維持管理費用等の負担抑制を図ることができることや、下水道の全体計画区域内であっても下水道事業計画区域外であれば設置できることなどから、平成 28 年度から個人設置型に統一することといたしました。

今後、下水道整備区域の見直しとあわせ、浄化槽の普及促進を図る必要があります。

ウ ごみ処理

市内から排出されるごみは、一関地区広域行政組合において、広域処理を行っており、収集は民間業者へ委託し、可燃、不燃、資源の分別収集を行っています。

ごみの減量には、分別排出が効果的であることから、市民の協力を得ながら、ごみの分別及び再資源化について、更に徹底して推進する必要があります。

また、ごみ収集やごみ焼却施設などの、ごみ処理の広域化を含めた在り方についての検討が必要です。

ごみ問題の基本はごみの減量化であり、限られた資源は出来るだけ有効に再利用することが重要です。市民一人ひとりの意識改革が求められており、家庭、企業、行政が一体となった取り組みが必要です。

このような観点から資源回収や過剰包装の抑制など啓発活動を進めていますが、今後は市民生活のあらゆる分野でごみ減量化運動、リサイクル運動を積極的に推進する必要があります。

エ し尿処理

市のし尿処理は一関地区広域行政組合で行っており、施設の処理能力は、一関清掃センターが160k1/日、川崎清掃センターが100k1/日を有し、処理量はそれぞれ一日当たり、155k1及び88k1となっています。

収集については、許可業者により、市内全域を収集していますが、一関清掃センターの処理施設は、昭和52年に建設され、施設の老朽化が課題となっています。

オ 消防

本市の消防体制は常備、非常備消防からなっています。常備消防は平成18年3月に一部事務組合である両磐地区消防組合が解散し、平成18年4月から平泉町及び藤沢町の消防事務を受託し、新たに一関市消防本部として発足しました。

また、平成23年9月26日からは藤沢町との合併により、一関市に消防本部4課及び4消防署4分署1分遣所、平泉町に分署を配置し、広域的、総合的な消防、救急救助体制の整備を図っています。

近年の火災原因は生活スタイルの変化から複雑・多様化してきており、また、本市には数多くの文化財などもあることから、火災から市民の生命、財産を守り、生活の安全を確保するためには、消防体制の充実強化と市民への予防啓発が重要となっています。

本市の人口減少傾向とは比例せず、救急出動件数、搬送人員は、平成23年の東日本大震災の影響による急増はあるものの増加・減少の繰り返しが続いています。また、救助出動件数は、横ばい状態が続いています。

今後もより高度な救急医療体制の整備が求められることから、迅速で高度な救急救助体制の整備促進と併せ、市民の応急手当の普及啓発、さらには広域の拠点医療施設である県立磐井病院をはじめとする医療機関との連携強化を図っていく必要があります。

非常備消防は、常備消防と同様に消防防災の重要な役割を担う消防団が市内全域に組織されており、消防団員数は2,764人（平成27年4月1日現在）ですが、団員の高齢化及び企業に就労する団員が多くなっており、災害発生時の団員確保対策については、今後の課題となっています。

カ 住宅

核家族化の進行や持ち家志向の増大など、生活スタイルの変化に伴い、一定の住宅需要が見込まれております。

市内には平成27年3月31日現在、公営住宅1,231戸（内、特公賃住宅46戸）が整備されていますが、常に高い入居率を保っている状況です。

しかし、老朽化が著しい住宅も多く、今日の居住ニーズに合わないものとなってきているため、今後、施設改修やバリアフリー化を進めるほか、ユニバーサルデザインに配慮しながら計画的に整備を進める必要があります。

キ 防災

岩手・宮城内陸地震や東日本大震災の教訓を踏まえ、さらには近年頻発している局地的集中豪雨などの自然災害に備えて、危機対応できる総合防災体制の充実強化が重要であり、緊急時の情報連絡体制の充実、市民の防災意識の高揚を図る必要があります。

また、防災対策の目的は、災害から市民の生命と財産を守ることを基本としており、地域防災計画に基づいて、防災対策の強化を図っているところですが、防災関係機関の連携の充実はもとより、市民自らが防災対策の主体であることを認識し、日ごろから災害について備えることが大切であり、市民、防災関係機関及び市がそれぞれの役割と責任のもと相互に連携・協働できる体制づくりを図る必要があります。

ク 防犯

交通・情報網の発達により、犯罪が広域化・多様化している今日、犯罪のない明るく住

みよい地域社会の実現のため、防犯意識の高揚や、防犯協会などの体制強化を図るなど、関係機関・団体などが一体となった活動が求められています。

ケ 治山、治水

治山については、地すべりなどの崩壊危険箇所が点在しており、引き続き崩壊危険箇所の調査を実施しながら自然環境の保全と併せ、復旧、予防治山、水源かん養保安林をはじめとする防災林造成などを積極的に推進する必要があります。

また、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災により大規模に被災し、現在も不安定な状態にある森林に対し、二次災害の防止のため積極的な治山事業促進活動を行う必要があります。

さらに、治水については、市の中央を縦断する北上川やその支流の洪水や逆流により、毎年のように洪水の被害を受けてきたことから、磐井川堤防改修を含む一関遊水地事業の早期完成が望まれており、北上川狭隘部の治水対策事業についても早期完成が図られるよう積極的な促進活動が必要です。

(2) その対策

ア 上水道

① 安全な水の供給と未普及地域への対応

水源の水質に応じた適切な方法により浄水を行うとともに、長期的な財政状況を勘案しながら、未普及地域への給水拡張を図ります。

② 災害対策と復旧の迅速化

水道施設の耐震化について優先順位を決めながら進めるとともに、長時間の停電においても水道の供給が可能な体制を整えるため、非常用発電装置等の整備を進めます。

また、災害発生後の応急復旧活動を組織的に行うための訓練を実施するなど迅速な復旧に努めます。

③ 水道施設の更新と事業運営の効率化

水道施設のアセットマネジメントに基づき計画的に更新を進めるとともに、民間委託を推進するなど業務の効率化に努めます。

イ 下水道

① 処理施設の整備

河川等公共用水域の水質保全と衛生的で快適な生活環境を創出するため、地域特性に応じた公共下水道や浄化槽の効率的な整備を進めます。

汚水処理施設の早期概成のためのアクションプランを策定し、定期的に進捗管理を行いながら、必要に応じ社会情勢の変化や地域の実情にあわせた計画の見直しなどを行います。

また、効率的な推進のため、施設の統廃合や更新などを実施し、施設の長寿命化を図りながら、持続的に安定したサービス提供体制の確保に努めます。

さらに、災害に強い下水道を目指し、下水道施設の耐震化を図ります。

② 水洗化の促進

下水道の供用を開始した地域や農業集落排水施設の処理区域については、経営の安定化を図るため、早期の水洗化（接続）を働きかけ、施設の利用を促進します。

なお、下水道事業計画区域及び農業集落排水施設処理区域のどちらにも該当しない区域については、個人設置型浄化槽の普及を促進します。

ウ ごみ処理

① ごみ処理施設の整備

施設の老朽化や最終処分場の埋立状況など長期的展望に立ち、ごみ処理施設の整備を図るとともに、ごみ処理の広域化などについて必要な調査を進めます。

② 収集方法の改善

ごみ収集の効率化を図るために、ごみの収集エリア、収集回数など、ごみ収集体制の整備充実に努めます。

③ 減量運動の推進

ごみ排出量の増加を抑制するため、分別収集の徹底やごみの減量化、再資源化を促進し、資源循環型社会の構築を推進します。

また、リサイクルプラザの活用を図り、ごみ排出抑制や再利用、資源ごみ回収、リサイクル運動などの意識啓発を推進します。

エ し尿処理

① 収集、処理の充実

し尿処理施設の整備充実に図るとともに、し尿を円滑かつ衛生的に処理するため、し尿収集サービスの向上を促進します。

オ 消防

① 消防力の強化

複雑・多様化する災害に対応するための消防施設・機械器具の更新整備、情報通信体制の整備並びに水利施設の整備を図るとともに、消防団員の確保と団員出動に対する事業所の理解と協力を求めています。

② 予防活動の強化

防火対象物、危険物施設、火薬や高圧ガスなどの立入検査及び一般家庭防火指導の強化に努めるほか、防火座談会の開催などにより、地域ぐるみの自主防災意識の高揚を図ります。

③ 救急、救助体制の強化

救急救命資機材の高度化を図るとともに、救急救命士の養成や市民への応急手当の普及啓発、救急医療機関との広域連携を深めるほか、緊急消防援助隊など広域的な連携体制を有効に活用するための受援体制及び応援体制の整備を進めるなど、より効果的な救急救助業務体制の確立を図ります。

カ 住宅

多様化する利用者の居住ニーズに沿うよう、施設改修やバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら、高齢者や障がい者、低所得者などの利用を考慮した住宅整備に努めます。

また、住宅セーフティネットの構築などにより、定住化の促進を図ります。

キ 防災

① 防災体制の確立

関係機関や企業との連絡、救援体制の整備と自主防災組織の育成や防災意識の高揚を図るとともに、危険箇所の把握や点検を行い、すべての市民が迅速な避難行動に移れるよう避難のための情報や、指定避難所及び指定緊急避難場所の周知に努めます。

② 大規模災害対策の強化

災害発生時の救援対策を迅速かつ的確に行えるよう、各種応援協定を民間団体と締結し、連携を図りながら応援体制の強化を推進します。

③ 防災力の向上

災害から安全・安心を得るためには、市民、地域、行政が一体となった取り組みが不可欠です。特に地域においてお互いが助け合う「自助・共助」の体制づくりや行政の「公助」との連携を構築し防災力の向上を推進します。

また、一関市防災指導員養成講習を実施し、地域の防災指導者を養成して地域防災力の強化を図ります。

ク 防犯

① 防犯・暴力団放意識の高揚

警察署等関係機関との連携を図りながら、防犯活動、環境浄化運動の推進や暴力団追放宣言の周知などにより防犯・暴力団放意識の高揚に努めます。

② 自主防犯組織の育成

防犯協会、青少年団体、P T Aなど関係団体の相互の連携を図りながら、各種防犯活動の助長に努め、自主防犯組織の育成を推進します。

また、悪質商法などによる被害を未然に防止するため、消費生活に関する情報の提供に努めます。

③ 防犯環境の整備

安全、安心なまちづくりのため、公園、道路、駐輪場等公共施設においては、防犯灯など犯罪防止に配慮した環境づくりを推進します。

ケ 治山、治水

岩手・宮城内陸地震により大規模に被災した箇所については、現在も積極的に治山事業を行っていますが、被災箇所が多く、被災範囲も広いことから、国、県とともに危険箇所を的確に把握しながら治山事業の促進を図ります。

また、一関遊水地事業、北上川狭隘地区治水対策事業など北上川とその支流域における治水事業の早期完成を促進します。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	簡易水道	大原簡易水道事業	一関市	
		摺沢簡易水道事業	一関市	
		摺沢第2簡易水道事業	一関市	
		興田・猿沢簡易水道事業	一関市	
		磐清水・奥玉・小梨簡易水道事業	一関市	
		田河津簡易水道事業	一関市	
		束稲簡易水道事業	一関市	
		折壁簡易水道事業	一関市	
		川崎簡易水道事業	一関市	
		深萱簡易水道事業	一関市	
		大籠簡易水道事業	一関市	
		黄南簡易水道事業	一関市	
		簡易水道事業負担金	一関市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	磐井川流域関連一関公共下水道事業	一関市	
		流域下水道建設事業負担金	一関市	
		特定環境保全公共下水道事業(花泉処理区)	一関市	
		特定環境保全公共下水道事業(大原・摺沢処理区)	一関市	
		公共下水道事業(千厩処理区)	一関市	
事業完了地区の公共柵設置・下水道施設更新		一関市		
農村集落排水施設	農業集落排水処理施設更新改修事業	一関市		
	農業集落排水処理施設遠方監視装置更新事業	一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備	その他	浄化槽設置整備事業	一関市	
	(5) 消防施設			
		消防防災拠点施設整備事業(消防団屯所等)	一関市	
		常備消防車両更新整備事業	一関市	
		消防団車両等更新整備事業(ポンプ自動車)	一関市	
		消防団車両更新整備事業	一関市	
		消防施設整備事業(防火水槽)	一関市	
		小型動力消防ポンプ積載車等更新整備事業	一関市	
		消火栓整備事業	一関市	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業			
		防犯灯LED化促進事業補助金 (消費電力とCO2排出量の削減を図るため、自治会等が管理する防犯灯をLED灯具に交換する経費に対し補助する。)	自治会等	
		土砂災害ハザードマップ作成事業 (土砂災害警戒区域等の情報伝達や警戒避難体制について、住民への周知を図るため、土砂災害ハザードマップ等を作成する。)	一関市	
		磐井川かわづくり事業(桜再生事業分) (磐井川堤防改修事業に併せて、桜苗の育成管理を行う。)	一関市	
		学校施設等解体事業 (閉校した小中学校の校舎やプールを解体する。)	一関市	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境 の整備		児童館解体事業 (閉園となった児童館を解体する。)	一関市	
		保育施設解体事業 (閉園となった保育施設を解体する。)	一関市	
		ふれあい農園解体事業 (平成 11 年に整備したふれあい農園について、平成 27 年度で廃止するため、温室の解体撤去及び土地の原状回復のため造成工事を行う。)	一関市	
		山谷分館及び市野々分館遊具解体事業 (市民センター分館の遊具撤去を実施する。)	一関市	
		老朽住宅解体事業 (老朽化した市営住宅の解体を実施する。)	一関市	
		消防屯所等解体事業 (消防団をはじめ、行政が消防防災活動を行うために必要な施設・設備の整備を実施する。)	一関市	
		消防屯所ホース乾燥塔解体事業 (消防団をはじめ、行政が消防防災活動を行うために必要な施設・設備の整備を実施する。)	一関市	
	(8) その他			
		防犯灯設置事業補助	自治会等	
		防犯灯LED灯具交換事業	一関市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共下水道は、汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。また、ストックマネジメント^{※4}の手法による施設管理を進め、計画的、効率的な施設更新や改築を行います。

農業集落排水施設は、汚水処理施設の保守点検を計画的に実施し、修繕や改修が必要な箇所を事前に把握するよう努めます。

消防施設は、現行の耐震基準導入以前に建設された屯所の優先的な更新を計画し、消防団員数に応じた施設数を検討します。

公営住宅施設は、入居需要に応じた民間賃貸住宅、空き家などの活用（住み替え）の検討を行い、用途廃止住宅の解体及び建替えを順次進めます。

※4 スtockマネジメント…施設の定期的な機能診断及び継続的な施設監視に基づく適時・適切な機能保全対策の実施を通じて、リスク管理を行いつつ、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る技術体系及び管理手法。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 保健

医療の進歩や生活環境の改善により平均寿命は延び、人生 80 年の長寿社会を迎えています。反面、社会構造の多様化、複雑化によりストレスを起因とする心の病や、生活習慣病など新たな課題も増えています。生涯にわたり健康で心豊かな生活を送るため、市民一人ひとりが若いうちから健康的な生活習慣を確立し、その実践を通じて積極的に健康の保持増進に努めることが求められています。

また、多様なニーズに対応できるよう、保健、医療、福祉の各分野の関係機関・団体が相互に連携を深め、総合的なサービスが提供できる仕組みを構築する必要があります。

イ 高齢者福祉

岩手県毎月人口推計（年報）（平成 27 年 10 月 1 日現在）における本市の 65 歳以上人口は 40,255 人で、高齢化率は 33.5%と、県平均の 30.5%を上回り、県内でも高齢化が進行した地域となっています。

このような中で、明るく活力に満ちた高齢社会を築くためには、高齢者自身がこれまで培ってきた知識・技能を生かし、積極的に社会活動に参加することが重要であり、社会の一員として活躍できる環境の整備が求められています。一方、万一病気が介護が必要になった場合でも、長年住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が送れるよう、適切なサービス基盤の整備と介護サービスを提供する介護福祉士などの人材育成、確保が急務となっています。

介護保険制度による要介護認定者は、軽度の要介護者が増加傾向にあることから、要支援、要介護状態になるおそれのある段階の高齢者を対象に、予防を重視した介護予防教室などの効果的な実施とともに、健康なうちからの介護予防活動の推進が必要です。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、何らかの生活支援を必要とする高齢者が増加していることから、住民相互の支え合いを基本とした高齢者の支援体制の構築が必要です。

ウ 児童福祉

本市においても、急速に少子化が進んでおり、その問題は要因・背景そのものが、結婚、育児、地域、学校、職場など私たち一人ひとりの考え方や生活に深く関わっているだけでなく、その影響は広く社会経済、市民生活に影響を及ぼしています。このような中で若い世代が結婚し、安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるようにするため、子育て家庭を社会全体で支援していくことが必要です。

本市には、保育所が 27 園、へき地保育所 4 園、児童館 4 館、認定こども園 7 園が設置されていますが、入所待機児童が生じている一方、児童数の減少により定員に達しない施設もでてきています。

「一関市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、核家族化や生活スタイルの多様化等に伴う様々な保育ニーズに適切に対応し、仕事をはじめとする社会活動と子育ての両立を可能にしていくことが必要です。

エ 母子・父子福祉

母子、父子家庭においては就労困難などによる経済的問題、家事や子どもの養育の問題など多くの問題を抱えており、その生活安定を図るため、家庭児童相談室により相談支援を行うとともに児童扶養手当制度等により経済的支援を行っています。

今後も引き続き母子、父子家庭の社会的・経済的自立を総合的に支援することに重点を置き、関係機関相互の連携を図りながら、各種施策の一層の充実に努める必要があります。

オ 地域福祉

少子・高齢化など社会状況の変化や福祉ニーズの多様化により、市民の地域福祉に対する関心はますます高まってきています。このような中で、本市では様々な福祉施策に取り組んできましたが、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、市民一人ひとりが福祉の担い手であるといった意識の醸成と、地域での支え合いが重要です。そのため市民、関係機関、行政等が連携して、協働による地域福祉を推進していくことが必要です。

カ 障がい者（児）福祉

平成25年4月から障害者総合支援法が施行されたことにより、身体・知的・精神の三障がいのほか、政令で定める難病患者の方々も障がい福祉サービスの対象となりました。

障がいのあるなしにかかわらず、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現が求められています。障がいのある人の地域生活を支援していくためには、多様なニーズにきめ細かく対応することが必要であり、地域の実情に応じた相談支援体制の構築と身近な地域でのサービス提供体制の充実が不可欠です。

また、障がい者の誰もがその能力を最大限に発揮しながら地域の中でその人らしく生活していくことができるよう、社会、経済、文化活動などの社会参加の機会を保障していくことが必要です。

(2) その対策

ア 保健

① 保健対策の充実

疾病の早期発見、早期治療の徹底を図るため、乳幼児から高齢者まで一貫した健康診査や保健指導体制の充実を図ります。また、生活習慣病の予防に取り組むとともに、心の健康を保つための活動を推進します。

② 健康づくりの推進

健康教育や暮らしの中に運動を取り入れる活動を推進し、市民一人ひとりが生涯を通じて健康づくりを実践できるよう支援します。

③ 保健、医療、福祉の連携

保健、医療、福祉の相互連携を強化するとともに、関係機関相互の情報ネットワークの形成を促進し、総合的かつ効率的なサービスの提供に努めます。

イ 高齢者福祉

① 介護予防の推進

保健・医療・福祉分野の関係機関が連携し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など健康の維持増進を図るとともに、単に個々の機能改善にとどまらず、高齢者一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援し、地域の主体的な運営による介護予防の推進に努めます。

② 生きがいづくりの推進

生きがいをもって高齢期を過ごすために、健康づくりや介護予防とともに生涯学習、スポーツ、就労機会の拡充、世代間交流、ボランティア活動など幅広い社会参加と身近な地域内交流の活性化を推進します。

③ とともに支え合い安心して暮らせる地域づくりの推進

高齢者が長年住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送ることができるよう、生活支援サービス、介護サービス等の充実を努め、市民相互の支え合いを基本としながらも、地域包括支援センターを核として、保健・医療・福祉関係機関、団体・事業所などとの連携のもとに地域全体で高齢者を支える体制の整備を推進します。

④ 介護施設の整備と人材の確保

介護施設の整備促進を図るとともに、多様な介護担い手の育成や資格取得に対する支

援など、介護人材の育成、確保等に努めます。

ウ 児童福祉

① 保育サービスの充実

保護者の就労形態等の多様化に対応した延長保育や一時預かり保育など、保育サービスの充実を図るとともに、待機児童の解消に向けて保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の整備に努めます。

② 子育て支援体制の充実

子育て支援センターを中心として、地域における子育てに関する相談指導体制の充実を図ります。

また、男性が育児に積極的に参加する意識づくりや、育児休暇の取りやすい職場環境づくりの支援、放課後における児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの整備など、子育て支援策を推進します。

③ 子育てしやすい生活環境の整備

公園など安心して遊べる場所を整備するとともに、公共施設などに授乳コーナーやベビーコーナーの設置を促進するなど、子育てに配慮した環境の整備に努めます。

エ 母子・父子福祉

① 就労の場の拡大

関係機関との連携を図り、職業紹介、助言、指導に努めるとともに職業訓練施設を活用し、技能修得等を促進します。

② 支援体制の充実

母子福祉資金、父子福祉資金、寡婦福祉資金など各種公的資金貸付制度などを活用し、生活支援、養育支援の充実を図ります。

③ 相談体制の充実

家庭児童相談室を中心として、関係機関との連携を図り、母子・父子相談など各種相談体制の充実を図ります。

オ 地域福祉

① 地域福祉を担う人づくり

市民の福祉に対する理解と関心を高めるため、福祉に関する学習機会を幅広く提供し、地域福祉の担い手の育成を推進します。

② 共に支え合う地域づくり

社会福祉協議会、福祉活動推進協議会等と連携を図りながら、ボランティアグループ、NPO等による福祉のネットワークづくりを推進します。また、多様化する福祉課題に対応するため、新たな地域福祉活動や社会資源の開発、提供を支援します。

カ 障がい者（児）福祉

① 相談支援体制の充実

地域の実情に応じた相談支援体制充実と、ライフステージに応じた切れ目のない適切な支援の提供に努めます。

② 地域ネットワークの構築

地域における、保健・福祉・医療・教育・就労などの障がい福祉に関する関係者の連携と支援体制に関する協議を行うため、既設置の地域自立支援協議会の活動充実を図り、相談支援事業の効果的な実施に努めるとともに、多様な支援を一体的に提供できる体制の拡大を図り、さらに権利擁護のための支援の充実にも取り組みます。

③ 社会参加の促進

障がいのある方の社会的自立を促進するため、それぞれの障がいの特性に応じた適切な就労の機会を確保する取り組みを積極的に行い、併せて障がい福祉サービスの充実と、

ユニバーサルデザインの推進に努めます。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福 祉の向上及び 増進	(1) 高齢者福祉施設			
	老人ホーム	介護施設等整備事業費補助金 (第6期介護保険事業計画に基づく、複合型サービス事業所等の施設整備に要する経費に対し補助する。)	社会福祉法人	
	(3) 児童福祉施設			
	保育所	賃貸保育所改修費等支援事業費補助金	一関市	
		松川保育園改修事業	一関市	
	(4) 認定こども園			
		東山こども園整備事業	一関市	
		室根こども園改修事業	一関市	
		私立認定こども園施設整備事業	一関市	
	(7) 市町村保健センター			
		千厩保健センター等トイレ改修事業	一関市	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業			
		自殺予防対策事業 (自殺者数を減らすため、相談専門員の配置や傾聴ボランティア等の人材育成など積極的な自殺予防対策を行う。)	一関市	
		通園費補助金 (閉園等により遠距離の保育施設に通園する児童の通園に要する費用負担を軽減するため補助する。)	一関市	
		訪問指導事業 (保健師等が在宅難病患者や障がい者等の訪問実態調査を行い、支援の必要性の有無、相談支援方法を検討し、総合的な支援を行う。)	一関市	
		第3子以降保育料補助金 (認可外保育施設に入所している第3子以降の児童の保護者が支払う保育料について補助する。)	一関市	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進		高齢者福祉乗車券交付事業 (高齢者などの交通弱者の社会参加の促進を図るため、バス・タクシーの共通乗車券を交付する。)	一関市	
		障害者福祉乗車券交付事業 (障がい者などの交通弱者の社会参加の促進を図るため、バス・タクシーの共通乗車券を交付する。)	一関市	
		医療介護人材育成事業 (医療と介護人材の確保、育成、定着のため、介護職員研修奨励金や看護・介護従事者向け研修、介護担い手育成講座、奨学金返還補助等を行う。)	一関市	
		介護保険施設等人材育成支援事業 (医療と介護人材の確保、育成、定着のため、介護保険施設等が、介護職を希望する無資格者を雇用し、働きながら介護職員初任者研修を受講、修了となるよう支援する。)	一関市	
	(9) その他			
		高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業	一関市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

保育所は、幼稚園との認定こども園への移行も含め、施設の新築、改修等の必要性を検討します。また、少子化の進行状況をみながら、一定規模による保育を維持していくため、各地域の実情に応じ、施設の統廃合を検討します。

6 医療の確保

(1) 現況と問題点

高齢化社会の進展や疾病構造の変化などを背景に市民の医療ニーズは年々増大しており、その内容も高度化、多様化しています。このため患者の症状に応じた適切な医療体制を整備する必要があります。

また、重度な要介護状態になっても誰もが住み慣れた地域で生活していくためには、在宅医療を中心とした地域包括ケアシステムの構築が急がれます。

本市には、医療施設として病院 10 か所、一般診療所 85 か所、歯科診療所 52 か所があります。両磐保健医療圏では、基幹的な医療機関の県立磐井病院を核に、市内の医療機関が連携して地域医療を守っておりますが、常勤医師の不足や医師の診療科偏在、地域偏在などが深刻化しております。

救急医療については、休日当番医制や小児・成人夜間救急当番医制、休日歯科応急診療、さらには病院群輪番制によりその体制が確保されていますが、高齢者の増加に伴い需要はますます高まっており、各医療機関と消防本部とが連携を強化し、一層の充実を図ることが必要です。

また、救急患者の中には、軽症での利用が多く、医療機関が本来担うべき重症患者への医療の提供に支障を来とし、医師の負担が過重になっていることから、受診する人が、医療機関の役割を理解して、症状による適切な行動を心がける必要があります。

(2) その対策

ア 医療施設の整備充実と人材の確保

医療施設の整備促進を図るとともに、医師や看護師など、医療従事者の確保に努めます。

また、過疎地域自立促進基金を活用し、平成 32 年度まで貸し付けを行う医師修学資金貸付事業を実施します。

イ 医療機関の機能分担と連携、市民・関係機関団体・行政の役割の明確化

医療ニーズの多様化、高度化に対応し、市民が身近な場所で良質で効率的な医療サービスを受けられるよう、医療機関相互の機能分担と連携を促進します。

また、地域の医療・福祉・介護・保健のネットワークによる地域包括ケアシステムの構築を推進し、医療機関の適正受診の市民周知を徹底しながら、かかりつけ医、かかりつけ薬局の普及・定着を図り、プライマリー・ケアの充実を図ります。

ウ 在宅医療介護の推進

在宅医療を担う医療機関を支援するほか、急性期から在宅医療までを担う医療機関の連携、当該医療機関と居宅介護支援事業所、訪問看護ステーション、在宅介護支援センター、地域包括支援センター等が連携し、看護や介護を必要とする患者や障がい者の在宅医療介護が確保されるよう支援します。

エ 救急医療体制の充実

救急時や災害時において迅速に救急サービスが受けられるよう、救急医療体制の一層の充実を図ります。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(1) 診療施設			
	診療所	医療機器整備事業 (国保診療所)	一関市	
	その他	医療機器等整備事業	一関市	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業			
		休日当番医制運営事業 (市医師会に委託し、休日の午前9時から午後5時までの診療体制を確保する。)	一関市	
		病院群輪番制病院運営費補助金 (休日及び夜間における診療体制を確保するため、県立病院等8病院による輪番制運営の経費に対し助成する。)	一関市	
		地域医療を守る支援事業 (磐井病院・千厩病院・藤沢病院などが共同で行う「総合診療専門医研修プログラム」に対して、広報活動などを支援する。)	一関市	
		医師修学資金貸付事業 (医師確保のため、将来医師として、市内の指定医療機関に勤務しようとする者に修学資金を貸付する。)	一関市	
		地域医療・介護連携推進事業 (医療と介護の密接な連携による「在宅ケア」の向上を図るため、医療と介護の連携体制づくりや介護職員の医療に関する正しい知識の習得のための研修会を開催する。)	一関市	
		医療介護従事者修学資金貸付事業 (地域における医療介護従事者の確保を目的として、将来市内の医療介護施設等に勤務しようとする者に対し修学資金の貸付を行う。)	一関市	
		夜間救急医療対策事業 (市医師会に委託し、平日の午後6時から午後8時までの診療体制を確保する。)	一関市	
		臨床研修医研究支援事業費補助金 (地域医療の担い手育成支援のため、市内の医療機関に勤務する臨床研修医に対する研究及び研修経費を補助する。)	一関市	
	休日歯科応急診療運営費補助金 (年末年始及び3日以上続く休日の診療体制を確保するため、市歯科医師会へ経費の一部を助成する。)	一関市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

各診療所は、地域住民の医療の確保に不可欠な施設であることから、経営の健全化を図りながら、適正に管理を行っていきます。

7 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 就学前教育

本市の幼稚園は、公立と私立を合わせて12園で、在園者数は548人、また、認定こども園は、公立と私立を合わせて7園で、在園者数は929人となっています。

今後、出生率の低下、核家族化・共働き家庭の増加に対応するため施設の適正配置や、既存施設の老朽化に伴う整備、幼稚園と保育所などとの連携強化が課題となっています。

また、幼児期は、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、質の高い教育・保育の提供を行うなど、幼児教育の充実を図る必要があります。

イ 義務教育

本市の市立の小学校は33校、中学校は17校、県立の中学校は1校となっています。出生率の低下に伴い児童生徒数が減少していることから、統合を含めた学校の規模適正化を進めるとともに、老朽化に伴う校舎などの計画的な改修が必要です。

また、ことばの力や社会への適応能力、コミュニケーション能力の養成、語学力を含めた国際感覚など、これからの社会を生き抜く力の育成が求められています。

さらには、多様化する教育ニーズに対応するために、教職員の資質の向上を目指し、広域的な研修会の実施や自主的研究会の奨励を図る必要があります。

ウ 高等学校等

本市の高等学校は、県立が6校、私立が2校あります。出生率の低下による生徒数の減少により、学校統合、学科の廃止、定員の削減が進んでいます。

また、県の「県立高等学校新整備計画」等により、本市では、既に4校が統合により廃校となっておりますが、地域の高等学校として、また、多様な進路選択のためにも学校の維持は市民の強い願いとなっています。

エ 社会教育

公民館を市民センターとし、生涯学習の拠点としての機能に地域づくりの活動拠点としての機能を加えるとともに、地域による指定管理ができる施設としました。社会教育事業を効果的に推進するためには、学校、家庭、地域、企業等の連携と参画を図り、ニーズに対応した学習の充実が求められます。

また、少子化、核家族化、人間関係の希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力の低下が指摘されています。

社会教育の取り組みは、少子高齢社会に対応する事業を地域とともに進めていくための重要な時期となっています。

一方、施設面においては、施設、設備とも老朽化しているものも少なくないことから、計画的な改修が必要となっています。

オ スポーツ・レクリエーション

これまでのスポーツ教育は、学校における体育の授業や部活動を軸とし、学校対抗方式で、競技力の向上を中心に行われてきましたが、小規模校では少子化の進展もあいまって希望する種目の選択ができないという問題点が顕在しています。少子高齢化社会の到来は、価値観の多様化を促し、スポーツ・レクリエーションに対するニーズも、余暇や趣味の充実など競技力の向上のみを直接の目的とはしない形態が増えており、ますます多岐多様なものになっています。

このため、既存組織の基盤強化を図りつつ、関係団体などと連携しスポーツ指導者などの人材の掘り起こし・育成・確保を図るとともに、スポーツ・レクリエーションに対する市民ニーズに対応できる新たなシステムを構築する必要があります。

また、スポーツ施設にあっては、施設運営体制の充実に努めるとともに、既存施設のメ

メンテナンスや相互利用など更なる有効活用を図る必要があります。

(2) その対策

ア 就学前教育

- ① 幼稚園及び認定こども園の整備
幼稚園及び認定こども園の適正配置と就学前教育環境の整備を図ります。
- ② 家庭教育の充実
「家庭」が持つ基本的役割が機能するよう、保護者や地域住民の意識の醸成を図るための講座などを開催します。
- ③ 幼児教育の質の向上に係る推進体制づくり
多様化する就学前教育に対応するため、関係職員の研修の実施、連絡調整などを図り、長期的な展望のもと、体制の充実を図ります。

イ 義務教育

- ① 学校の施設整備
適正な規模の学校と教育内容を確保するため、学校統合を推進するとともに、老朽化などによる校舎等の改修を計画的に推進します。また、情報教育機器などの整備や更新により教育環境の充実を図ります。
- ② 教育の充実
社会の変化に対応できる確かな学力と心豊かな人間性を培う総合的な人づくり教育を推進します。
また、心豊かな人間を育成するため、「ことばの力」を育む教育や道徳教育の充実を図るとともに、体験的学習を推進し、自ら考え、行動できる児童生徒を育てる教育の充実を図ります。
- ③ 国際理解教育の推進
国際化時代に対応するため、外国語指導助手等の一層の活用や異文化の体験を通し、国際理解教育を推進します。
- ④ 魅力ある学校づくり
学校の情報を公開するとともに、学校運営に保護者、地域住民の参加を促進することにより、地域と一体となった特色ある学校づくりを推進します。
- ⑤ 教職員の資質の向上
教育者としての資質と社会性、人間性にあふれた教職員像が求められていることから、研修の機会を積極的に与えると同時に、自主的な研究に励むことができるような環境づくりを推進します。

ウ 高等学校等

- ① 高等学校の整備
教育環境の充実を促進するとともに、新しい時代に対応した多様な学科の新設・確保を関係機関に働きかけます。
- ② 高等教育機関の整備
既存の高等専門学校や短期大学の運営の充実を関係機関に働きかけます。

エ 社会教育

- ① 指導体制の充実
社会教育の知識や技術の向上を図るため、研修機会の充実に努めます。
- ② 社会教育事業の充実
各種課題に対応した社会教育を推進するため、学校、家庭、地域、企業等の連携と参画を図り、ニーズに対応した学習の充実に努めます。
- ③ 家庭と地域の教育力の向上

家庭の果たすべき役割などについての学習の機会を設けるとともに、地域全体で子どもたちを育む事業を実施し、家庭と地域の教育力の向上を目指します。

④ 各種社会教育団体の育成

地域ぐるみでの教育環境づくりを図るため、子供会、婦人会、老人クラブなど、社会教育団体の育成に努めます。

⑤ 社会教育施設の充実

各地域の活動の拠点となる市民センター、図書館などについては、その機能を十分に生かした利用を促進するために、施設・設備の充実に努めます。

併せて、図書資料の整備に努めます。

オ スポーツ・レクリエーション

① スポーツ推進体制の充実

多様化する市民ニーズへの対応や、生涯にわたってスポーツに親しむ環境づくりを推進するため、体育協会の基盤を強化し、指導者及び指導体制の充実に努めます。

② 施設運用の充実

スポーツ施設の一層の利用を促進するため、管理、運営体制の充実に努め、使いやすい環境づくりに努めます。

③ 教室、大会の充実

市民ニーズに合う参加しやすい各種スポーツ・レクリエーション教室、大会の開催を促進するとともに、市民が高度な技術に直接触れることができる全国的なスポーツ大会の招致に努めます。

④ 施設の整備

主に老朽化した施設の改修、整備に取り組みます。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振 興	(1) 学校教育関連施設			
	校舎	桜町中学校特別教室棟改築事業	一関市	
		桜町中学校校舎等整備事業	一関市	
		厳美小学校校舎改修事業	一関市	
		花泉地域小学校統合整備事業	一関市	
		千厩地域統合小学校整備事業	一関市	
		東山小学校建設整備事業	一関市	
		黄海小学校校舎改修事業	一関市	
		萩荘小学校暖房機器更新事業	一関市	
		厳美中学校校舎屋根塗装事業	一関市	
		藤沢中学校技術棟廊下設置事業	一関市	
	屋内運動場	磐井中学校屋内運動場屋根改修事業	一関市	
		川崎中学校武道館屋根塗装事業	一関市	
		藤沢小学校屋内運動場防水等改修事業	一関市	
	水泳プール	小学校プール改築事業	一関市	
		厳美小学校プール附属棟改修事業	一関市	
	スクールバス・ボート	スクールバス整備・更新事業	一関市	
	給食施設	真滝学校給食センター空調整備事業	一関市	
	その他	厳美中学校屋外トイレ改築事業	一関市	
		赤萩小学校屋外トイレ改築事業	一関市	
		川崎小学校高圧気中開閉器交換事業	一関市	
		厳美小学校駐車場整備事業	一関市	

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振 興		黄海小学校敷地法面補強事業	一関市	
	(3)集会施設・体育施設等			
	市民センター	中里市民センター駐車場整備事業	一関市	
		渋民市民センター整備事業	一関市	
		田河津市民センター整備事業	一関市	
		藤沢市民センター整備事業	一関市	
		藤沢市民センター黄海分館施設改修事業	一関市	
		関が丘コミュニティセンタートイレ改修事業	一関市	
		関が丘コミュニティセンター体育室天井改修事業	一関市	
		真柴コミュニティセンター事務室等改修事業	一関市	
		狐禅寺市民センター駐車場照明灯設置事業	一関市	
		巖美市民センター達古袋分館階段手摺設置事業	一関市	
	金沢市民センター改修事業	一関市		
	体育施設	一関市総合体育館西駐車場整備事業	一関市	
		東山 B&G 海洋センター改修事業	一関市	
		東山総合体育館外階段改修事業	一関市	
		一関市総合体育館トイレ改修事業	一関市	
		一関運動公園陸上競技場多目的トイレ扉改修事業	一関市	
		一関運動公園野球場3塁側トイレ扉改修事業	一関市	
		藤沢 B&G 海洋センター防水等改修事業	一関市	
清田テニスコート人工芝改修事業		一関市		

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	教育立市プラン推進事業 (教育立市を目指し、教育相談員、特別支援コーディネーター、学校サポーター、学習指導専門員、適応支援相談員、読書普及員の配置や中学生の社会体験学習事業等を行う。)	一関市	
		ことばの力を育てる教育推進事業 (幼保・こども園、小学校において、「ことばの時間」を設定し、ことばの力の向上を図る。)	一関市	
		私立幼稚園第3子以降保育料等補助金 (子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、安心して子どもを育てることができる環境づくりを推進するため、私立幼稚園設置者が第3子以降の園児に係る入園料及び保育料を免除した場合に補助金を交付する。)	一関市	
		学びの活性化事業 (市内小中学校で課題となっている各教科に対応する学習支援員を配置し、学力向上を図る。)	一関市	
		スポーツ合宿招聘事業 (高等教育機関のスポーツ部の合宿を招聘するため、交通費や地元学校との交流に要する経費に対し補助する。)	一関市	
		学校・市立図書館図書共有化事業 (市内各小学校の学校図書館の蔵書にはない本で、市立図書館にある本を各学校へ配送する。)	一関市	
		(5)その他		
		いちのせき健康の森受水槽等屋根塗装事業	一関市	
		まつるバスノーランド整備事業	一関市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

学校施設は、各地域との協議により検討された統廃合の方向性に基づき、施設管理を行います。また、国の学校施設の長寿命化に関する指針で示されている目標使用年数での利用を図るため、優先順位を決めて、維持補修を行うとともに、大規模改修を行い、施設の長寿命化を図ります。

学校給食センターは、安定的な給食の提供ができるよう、各施設の老朽化する給食調理設備・備品の計画的な更新を行います。

市民センターは、地域づくりの拠点施設として今後も活用される見込みであることから、必要な機能を確保し、長寿命化を図ります。

地域住民が利用するスポーツ施設は、利用状況や配置状況などを考慮して今後の更新を検討していきます。

8 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

ア 芸術文化

各地域においては、市民センターなどを中心に地域住民の参加による芸術文化活動が活発に展開されています。

また、市の文化活動の拠点施設としての一関文化センターでは、芸術鑑賞機会の拡充や芸術文化行事の開催が積極的に図られており、広域的な事業としては、いわい地方芸術文化団体協議会が主体となっていわい地方文化祭、文芸「いわい」の発行などを行っています。一方、施設・設備ともに老朽化が進んでいることから、計画的な改修が必要となっています。

イ 文化遺産

本市には、有形無形の文化財や史跡名勝天然記念物など、指定等文化財が 229 件（平成 27 年 10 月末現在）あります。また、縄文時代をはじめとする各年代の埋蔵文化財包蔵地は約 900 ヶ所確認されています。

特に、本市には世界文化遺産「平泉」と関わりの深い骨寺村荘園遺跡があり、世界遺産拡張登録に向けて取り組む必要があります。

このため、平泉文化をはじめ、引き続き各種文化財について調査、研究を推進するとともに、埋蔵文化財の発掘調査を計画的に実施し、貴重な文化財を後世に伝えていく必要があります。

また、これら貴重な文化財を保護するため、各種調査保存活用計画の策定を進め、指導者や後継者の育成、保護団体への支援、保存公開施設等の整備を進めるとともに、小中学生や地域住民を対象とした学習会、説明会を開催し、郷土の歴史・文化への理解を一層深める必要があります。

ウ 郷土芸能

本市には、神楽、鹿踊、獅子舞、田植踊など各地に多くの郷土芸能が継承されています。しかし、これらを伝承する後継者の確保などが課題となっています。

(2) その対策

ア 芸術文化

① 芸術文化団体の育成

各地域芸術文化団体の育成といわい地方芸術文化団体協議会の活動の促進を図ります。

② 芸術文化活動施設の充実

優れた芸術文化の鑑賞や、日常生活の中で芸術文化活動を実践できる施設・設備の充実を図ります。

イ 文化遺産

① 世界遺産拡張登録の推進

関係機関と連携し、骨寺村荘園遺跡の拡張登録に向けた取り組みを進めます。

② 文化財及び遺跡の保護と調査研究の推進

文化財の調査研究、文化財指定や周辺環境の整備、管理体制の充実を図るなど、適切な保護に努めるため、各種調査保存活用計画の策定を進めるとともに、歴史・民俗・考古資料の展示公開や学習の場としての施設整備を推進します。

ウ 郷土芸能

① 郷土芸能等の保護

郷土芸能などの伝承活動の支援や発表機会の拡充を図るとともに、後継者の育成に努

めるなどその保存・伝承を図ります。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	博物館照明設備改修事業	一関市	
	(2) 過疎地域自立促進特別事業			
		郷土芸能活動事業補助金 (郷土芸能団体等の活動や発表会等の経費に対して補助する。)	一関市	
	(3) その他			
		骨寺村荘園遺跡保全活用事業	一関市	
		登録有形文化財旧東北砕石工場保存・公開活用事業	一関市	
		骨寺村荘園交流館展示棟テラス段差改修事業	一関市	
		石と賢治のミュージアム施設等改修事業	一関市	
		一関文化センター施設改修事業	一関市	
	歴史民俗資料等活用整備事業	一関市		
	一関文化伝承館遊具更新事業	一関市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

施設の更新にあたっては、他の施設への機能の集約なども視野に入れ、慎重に検討を行います。

9 集落の整備

(1) 現況と問題点

生活スタイルの変化や価値観の多様化、交通機関の発達による生活行動範囲の拡大などで、連帯、協力、相互扶助が希薄になり、地域形成に少なからず影響を及ぼしています。また、生活基盤となる就業形態の変化や少子・高齢化などに伴うリーダー不足など、従来どおりの集落活動ができない状況になってきています。

このように、地域を取り巻く今日の現状では、家庭、集落の維持が困難になることが予想されることから、地域社会の維持、存続を図るため、若者の定住につながる生活環境づくりが重要な課題となっています。

(2) その対策

集落機能の維持向上を図るため、生活環境の整備を進めるとともに、地域づくり活動への参画の促進など、集落活動支援体制の確立と自主自立意識の高揚を図り、魅力ある集落の形成に努めます。

(3) 事業計画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業			
		地域おこし事業 (市民との協働のまちづくりの推進に向け、必要な情報共有を行うため、協働推進会議の開催や団体間の意見交換会及び活動実践発表会(講演会も含む)を開催する。)	一関市	
		市民活動推進事業 (市民活動相談支援事業、地域協働体支援事業などの業務を市民活動センターに委託し、市民団体が活動しやすい地域基盤づくりを進める。)	一関市	
		地域協働体支援事業 (地域協働体の設立、体制強化、活動に対し支援する。)	一関市	
		移住定住環境整備事業 (空き家バンク制度の実施、首都圏での移住定住フェアへの参加、いちのせきファンクラブ事業など、当市への移住定住を促進するための活動を行う。)	一関市	
		結婚活動支援事業 (「いちのせき婚活サポートセンター」を設置し、婚活支援、仲人奨励金事業、成婚祝金事業を行う。)	一関市	
		4市町合同婚活イベント実施事業負担金 (一関市、平泉町、栗原市、登米市による4市町合同で婚活イベントを実施する。)	一関市 ほか2市1町	

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

ア 自然環境の保全

本市は、豊かな緑と清らかな水、変化に富んだ地形と優れた自然景観など恵まれた自然環境にあり、栗駒山、室根山、東稲山などがあります。このうち栗駒山は国定公園に、室根高原は県立自然公園に指定されています。

河川水源としては、県域のほぼ中央を南流する北上川及び北上川の支流である磐井川、砂鉄川、千厩川などが流れています。

しかし、都市化の進展などに伴い生活雑排水などによる河川の汚染など身近な環境問題が起きており、市民の大切な財産である自然環境はひとたび破壊されればその復旧は困難であることから、大切な財産を後世に引き継ぐためにも、自然保護意識の向上を図るとともに自然保護団体の育成、自然保護監視体制の充実強化に努め、適切な保全と利用を図る必要があります。

イ 資源・エネルギーの循環

私たちの生活にはたくさんのエネルギー源が必要ですが、現在のエネルギー源の主流となっている石油や天然ガスといった化石燃料は使い続けられれば失われてしまいます。同時に、化石燃料の燃焼によって発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが地球温暖化を引き起こしています。

このような状況で、新エネルギーに大きな注目が集まっています。新エネルギーは環境を損なわないクリーンなエネルギーであり、その活用については世界各国で研究や導入が進められています。

新エネルギーは、再生可能で二酸化炭素の排出を抑えることができ、輸入に頼らない国産のクリーンなエネルギーとして脚光を浴び、エネルギー問題と地球環境問題を同時に解決することも考えられます。

本市は、豊かな自然に恵まれており、太陽光、風力、水力、木質バイオマスなどのエネルギー資源が存在しています。このような資源を有効に利用し、地域内で資源やエネルギーが循環するまちづくりの実現に向けて取り組みを進める必要があります。

ウ 国際リニアコライダー（ILC）の早期実現

国際リニアコライダー（ILC）は、全長約31～50kmの地下トンネルに直線状の加速器をつくり、電子と陽電子の衝突実験を行う施設であり、ビッグバン（宇宙誕生）直後の状態をつくり出すことによって、宇宙創成の謎、時間と空間の謎、質量の謎などの解明に迫ります。

ILC が実現すれば、我が国初の国際プロジェクトとなり、世界中から多くの研究者等とその家族が居住、滞在する国際学術研究都市が形成され、この地域が世界に開かれた国際的な科学技術の拠点になることが期待されます。

本市を含む北上高地は、国内の研究者で組織するILC立地評価会議によりILCの国内建設候補地に選定され、世界で最も実現の可能性が高いILC建設候補地となったものの、政府は日本への誘致を表明しておらず、県をはじめとする関係機関や関係団体と連携して日本誘致に関する方針の早期決定を政府に働きかけていくことが重要です。

また、次代を担う子どもたちをはじめ、幅広い世代にILCの価値や意義を正しく理解していただく取組や、世界中から訪れる研究者等とその家族が安心して生活できる環境の整備、地域の国際化、グローバル人材の育成に向けた取組などを進める必要があります。

(2) その対策

ア 自然環境の保全

- ① 自然保護対策の促進
適正な土地利用を図りながら、自然保護対策を推進します。
- ② 自然保護意識の向上
自然保護意識の向上、高揚に努めるとともに、自然保護団体の育成、自然保護監視体制の充実強化を図ります。
また、自然観察会、森林教室や農業体験学習など体験型の自然保護学習の充実を図ります。

イ 資源・エネルギーの循環

- ① 地球温暖化防止に向けた新エネルギーの導入
公共施設や一般家庭への太陽光発電システムなどの導入に努めます。また、公用車の更新時期にあわせ、クリーンエネルギー自動車への切り替えに取り組みます。
- ② 自然環境や地域経済・地域コミュニティとの好循環を生み出す新エネルギーの導入
木質バイオマス資源の有効利用を図り、化石燃料への依存を軽減するため、一般家庭・事業所へ薪ストーブやペレットストーブなどの普及啓発に努めます。また、エネルギーの地産地消を確立するため、木質バイオマスの利用者と生産者などのネットワークづくりを図り、木質バイオマスの流通システムの構築について研究します。
さらに、これまでエネルギー資源として活用されていなかった廃棄物や畜産バイオマスなどについても活用に向け検討します。
- ③ 新エネルギーの環境教育の推進
子どもたちや市民への新エネルギー教育の充実を図ります。また、啓発イベントの開催やホームページなどで新エネルギーの情報提供を行います。

ウ 国際リニアコライダー（ILC）の早期実現

- ① ILCの早期実現に向けた取組
政府が早期にILCの日本誘致を表明するよう、県や周辺自治体と連携して働きかけていきます。
また、ILC関連施設周辺のインフラ整備など、研究拠点として必要な環境の整備を関係機関と連携して検討していきます。
- ② 市民の理解増進、普及啓発
ILCの価値や意義について、講演会やサイエンスカフェ、出前授業などを実施して市民の理解の増進に努めます。
また、駅や主要な幹線道路への看板の設置や各種イベントを通じた普及啓発活動、常設の展示コーナーの設置などにより、ILCの実現に向けた機運の醸成、PRを進めます。
- ③ 人材育成、次世代教育
次代を担う子どもたちが科学技術に対する興味や関心を持つよう、中学生最先端科学体験研修や中学校等でのILC授業などを実施します。
また、世界中から訪れる研究者等に対して地域の歴史や文化をはじめとする本市の魅力を発信できるように、地元学を学ぶ取組を進めます。
- ④ 市内外への情報発信
ILCニュースやホームページ等でILC計画の動向や地域の取組などの情報発信を図ります。
また、国内外の研究者等に対し、美しい自然、伝統ある特有の文化などの本市の魅力を発信していきます。
- ⑤ 国際化の推進
教育や医療、子育てをはじめとする生活上必要な情報の多言語化、公共施設や宿泊施

設、飲食店などにおける多言語対応や案内機能の整備等、国際化に対応した環境の整備を進めます。

また、次代を担う子どもたちが、英語力や国際感覚を身につける取組を進めます。

⑥ 快適な生活環境の整備

国内外の研究者やその家族等が快適に生活できる環境の整備を進めます。

また、主要な交通結節点から I L C 関連施設や医療機関、公共施設等までのアクセスの向上、公共交通の利便性の向上などを促進します。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進 に関し必要な 事項	(1) 新エネルギー・省エネルギー	新エネルギー等導入事業費補助事業	一関市	
		(2) 過疎地域自立促進特別事業		
	国際リニアコライダー調査事業 (国際リニアコライダー (I L C) に係る 普及啓発及び誘致に向けた受け入れ態 勢の調査研究を行う。)	一関市		